

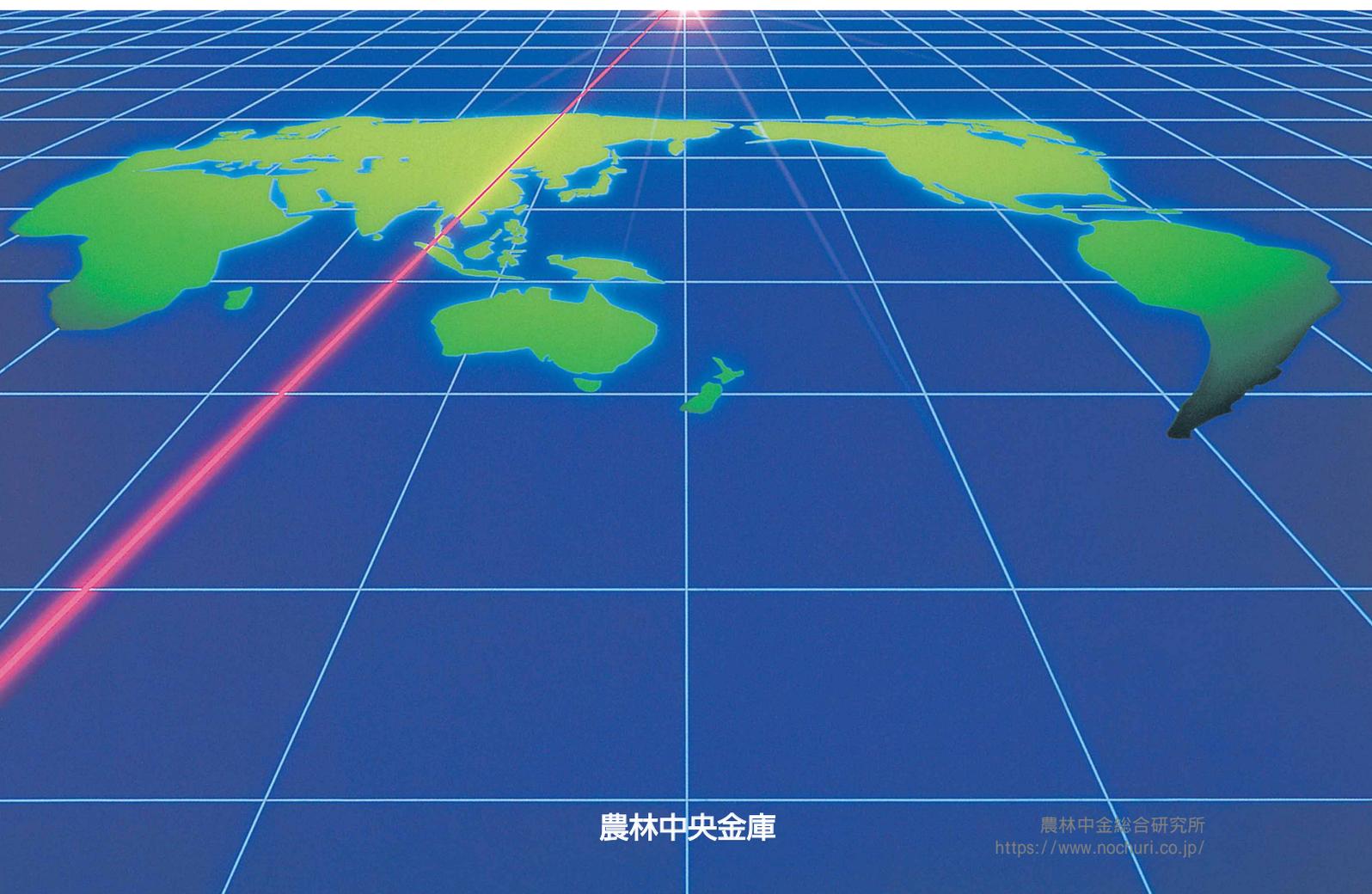
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2026 **4** APRIL

食料・資源政策をめぐる国際的な潮流

- 米国農政のグリーン化と農業法の動向（後編）
- 大豆が映し出す世界食料貿易の分断



一次産業から始まるTNFD

みなさんはTNFDという言葉聞いたことはあるでしょうか。TNFDとはTaskforce on Nature-related Financial Disclosuresの頭文字をとったもので、企業が「自然資本（生物多様性・森林・水など）」に関するリスクと機会を開示するための国際的な枠組みです。いまや世界の投資家等が注目するテーマとなっており、将来的な開示義務化も視野に入ってきたことから、企業の対応は急務となりつつあります。

しかし実は、自然資本と最も密接に向き合ってきたのは、農業・林業・漁業といった一次産業の担い手です。彼らは日々自然と向き合い、変化を受け止めながら生産活動を行ってきました。その意味で、一次産業はTNFDの議論の中心に立つ存在と言えます。

私自身、多くの企業のTNFD開示支援に携わる中で、一次産業が抱える固有の難しさを何度も伺ってきました。例えば、農業では、土壌の健全性や水の持続性、微生物の働き、気候変動の影響をどう測るのか。林業では、木材生産だけでなく、水源涵養^{かんよう}や生物多様性といった森林の多面的価値をどう評価するのか。漁業では、資源量の変動や海洋環境の変化をどのように経営リスクとして認識するのか。

自然というものは場所や時期等で大きく変動し、そもそも安定評価が難しいものです。必要な情報は、土壌、水質、生物多様性など多岐にわたり、継続的なモニタリングが不可欠です。企業の会議室では、精緻な指標やフレームワークを使って議論されますが、一次産業の現場では、土が軽くなった（土壌有機炭素量）、湧水の量が減った（水収支）、海水の色が違う（クロロフィル濃度）、といった変化を日常の延長で読み取っています。そうした、長年の経験に裏打ちされた感覚は、実は極めて高度な観察力ですが、そのままではTNFDの開示項目に変換できません。重要なのは、この経験知を科学の言葉に翻訳し、評価可能にすること。そしてそれは、一次産業が最も力を発揮できる分野でもあります。

TNFDの議論は専門的に見えますが、本質はシンプルです。自然と企業経営の関係を正しく理解し、持続可能とすることです。その最前線にいるのは、まさに一次産業の担い手です。だからこそ、自然資本の数値化やリスク・機会の認識は、企業だけの問題ではなく、生産から販売までバリューチェーンに携わる者が同じテーブルにつき、「自然を知る知恵」と「自然を測る技術」を結びつけていく必要があると思います。自然の変化を読み取ってきた経験知と科学的知見が結びついたとき、より精度の高い自然資本評価が可能になります。

自然は静かですが、確かに語りかけています。その声をどう言語化し、社会に届けるか。一次産業において、これからの大きな挑戦と可能性があるのではないかと感じています。そしてその第一歩は、自然のつばやきを「聞いたつもり」ではなく、丁寧に聞き取り、その変化を誰もが理解できる形にしていくこと。その積み重ねが、TNFDへの対応につながり、そして何より、次の世代へ自然を受け継げる一次産業につながるのではないのでしょうか。

（株）農林中金総合研究所 理事研究員 波多信宏・はたのぶひろ

今月のテーマ

食料・資源政策をめぐる国際的な潮流

一次産業から始まるTNFD

今月の窓

(株)農林中金総合研究所 理事研究員 波多信宏

第二次トランプ政権の1年

米国農政のグリーン化と農業法の動向（後編）

平澤明彦 — 2

中・伯の連携と米国のエネルギー転換

大豆が映し出す世界食料貿易の分断

阮蔚 (Ruan Wei) — 27

外国事情

競争力強化とサステナビリティの両立
—EU共通漁業政策の課題と展望—

岡添巨一 — 48

談話室

地経学時代の日本農業

明治大学 農学部 教授 作山 巧 — 58

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

米国農政のグリーン化と 農業法の動向（後編）

—第二次トランプ政権の1年—

理事研究員 平澤明彦

〔要 旨〕

トランプ政権の最初の一年間に、バイデン政権による農業の気候変動対策は、多くが撤回、変更、停止されたものの、それでも今までのところ農政のグリーン化は進展している。それは農業法の保全プログラムの予算が確保され、バイオ燃料の炭素強度に応じた税控除が維持されたことによる。農業者等の支持に支えられて保全プログラム、バイオ燃料、炭素市場が連携して農業の気候・環境対策が進む可能性がでてきている。

長期的な農産物貿易の地位低下と足下の農業経営収支悪化に対応が求められている。対中貿易交渉が順調に進まず大豆輸出が落ち込むなかで、大豆バイオ燃料の増産に資する使用義務量の拡大と国産化の促進が提案された。各国との貿易交渉も重視されている。

農産物価格の安値と生産費の上昇による損失を補てんするため、不足払い等の引上げと臨時の補助金が導入された。一方で食料援助予算が大幅に削減されて2大政党間の半世紀にわたる協力関係が崩れ、農業法の更新は難しくなっている。

目 次

- はじめに
- 1 トランプ政権と農業
 - (1) 近年の農業情勢
 - (2) 支持と利害
 - (3) 2025年の貿易政策
 - (4) バイオ燃料の方向付け
 - (5) 農務省の再編
- 2 2025年の農業法改正
 - (1) 予算調整法による改正
 - (2) 農業所得安定化政策の主な改正点
- 3 考察
 - (1) 前進した米国農政のグリーン化
 - (2) 農業への配慮と農業法

はじめに

本稿は米国における農業政策のグリーン化（気候・環境対応の重点化）の展開を踏まえつつ、最近の農業政策および農業法の動向を紹介する。

前編（平澤（2026））では米国農業法の概要と、農政分野におけるバイデン政権に至るまでの気候変動対策について整理した。バイデン政権は農業法保全プログラムによる気候変動対策と、農業の炭素市場への参加促進、そして航空・船舶向けの高度（advanced）バイオ燃料の拡大を進めつつあった。

この後編では第二次トランプ政権の最初の1年間における動向を振り返る。上記の気候変動対策は多くが撤回・変更・停止されたものの、それでも農政のグリーン化は進展している。既存の2018年農業法は、新たな農業法が制定されないままに部分的な延長と大幅な改正がなされた。

以下の前半では米国農業の現況について必要な情報を整理したうえで、トランプ政権の広範にわたる農業対応について述べ、後半では農業法の改正内容を整理し、最後に前後編を通じた考察を行う。

なお、不足払い等の改正の有効性を検討するには各種価格と生産費の分析が欠かせない。紙幅の制約から別稿に譲りたい。

1 トランプ政権と農業

(1) 近年の農業情勢

a 農産物貿易における地位の低下

米国は主要な農産物輸出国であり、農産物の輸出額は生産額の2割を占めている。主要作物や豚肉などの品目が成長を続けるには輸出あるいはバイオ燃料向け需要の拡大が必要である。しかし、近年は輸出入の両面で農産物の貿易競争などの情勢が厳しくなりつつある。

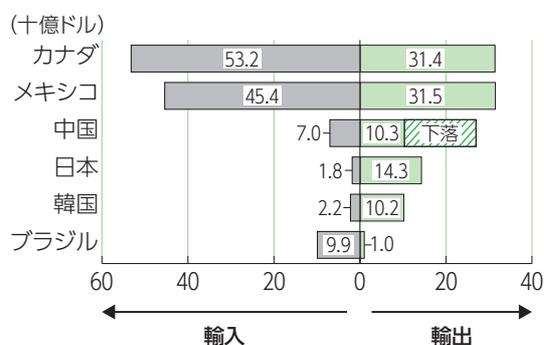
輸出の面では、かつて米国は主要3作物であるトウモロコシ、大豆、小麦や綿花の最大の輸出国であったが、ブラジルやロシアなどの台頭により順位を下けている。トウモロコシ（2024年産、以下同じ）は首位を維持しているものの、大豆は12年産から、綿花は23年産からブラジルに次ぐ第2位となっている。小麦は13年産から首位を失い、現在5位である（PSD online による）。ブラジルでは港湾や道路、鉄道、水路の輸送インフラが米国や中国の投資によって整備されつつあり、輸出競争力を高めている。それに対して米国はコーンベルトの穀物を輸出港のあるメキシコ湾へと運ぶミシシッピ川の水位がしばしば干ばつで低下し輸送能力が不安定になっている。また、両国の農産物を太平洋側に運ぶパナマ運河も同様の問題がある。

一方、輸入の拡大も目立っている。農産物の貿易収支は22年から4年連続で赤字となっている（農務省経済調査局データ）。

主要な輸出品目である油糧種子や穀物、畜産物の輸出額が拡大傾向にある一方で、それを上回って青果やアルコール飲料といった付加価値の高い品目の輸入額が速やかに拡大している。主な赤字相手国は、北米の自由貿易協定であるUSMCAの加盟国であるカナダとメキシコ（第1図）、次いでブラジルやイタリアである。カナダとメキシコは米国の農産物輸入額の4割を占めている。この両国は最大の輸出先でもある。関税紛争で対中国輸出が縮小したため、米国の農産物貿易収支を支える上では対米輸入が多く輸出の少ない日本と韓国の重要性が増している。

また、従来の輸出品目でも輸入の拡大がみられる。米は2000年代以降、輸出量が縮小傾向となる一方でアジア産香り米の輸入が拡大し、純輸出量は半分以下にまで縮小している。牛肉は、干ばつによる牧草の減少から肉牛頭数が数年間に1割以上減少して70年ぶりの低水準となり、輸出が縮小する一方で不足分を補うため輸入量が1.5倍以上に拡大にした。その結果輸入量は輸出

第1図 上位相手国別の農産物貿易額(2025年)



資料 米国農務省海外農業局データ(GATS)により作成
 (注) 中国の「下落」は対前年比の下落幅。

量の2倍（金額では1.5倍）以上となっている（2025年、PSD onlie）。

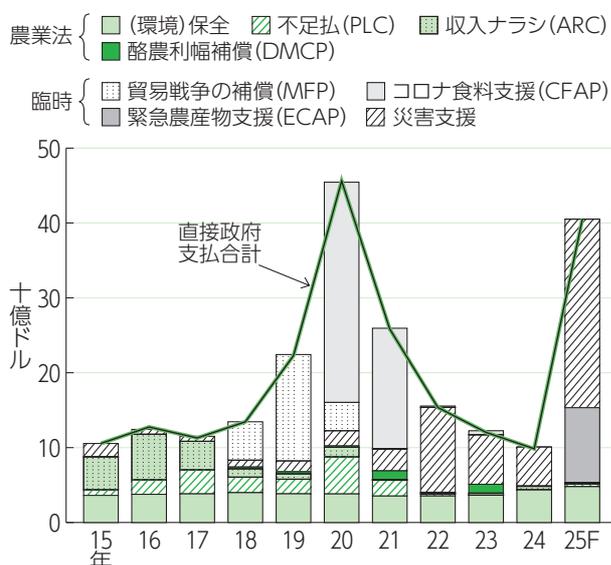
b 農業経営収支の悪化と臨時の補助金

米国の3大作物（トウモロコシ、大豆、小麦）をはじめ多くの作物は21年から22年までの高値を経て、22年半ばから価格が下落基調となった。その一方で生産費用は高止まりしたため、経営収支が悪化し多くの作物で赤字が生じている（注1）。

しかしその間、農業法の不足払いと収入ナラシは24作物年まであまり発動されていない。生産費の上昇によりこれまでの保障水準では十分な補てんができなくなったのであるが、そうした情勢の変化に対応する新たな農業法の制定は遅れた。そのうえ23年と24年はハリケーンや干ばつなどの気象災害による農業の被害が拡大した。そのため議会は25年米国救済法（2024年制定、公法118-158）に臨時の直接支援を盛り込み、23年から24年における気象災害に対する3百億ドルの支援と、24年における生産費高騰に対する1百億ドルの支援（緊急農産物支援プログラム：ECAP）が実施された。

この臨時助成はたしかに大規模ではあるが、近年では例外とは言えない。2010年代後半以降、臨時の直接支払いによる大型の所得補てんが増加しているのである（第2図）。第一次トランプ政権による貿易戦争の補償（18年と19年の市場促進プログラム：MFP）が先鞭^{せんべん}をつけ、その後新型コロナ感染症や災害支援に対応する補助金が続いている。農業法による通常の直接支払い

第2図 農業向け直接政府支払いの推移



資料 米国農務省データ
(注) 2025年は予測値。

を上回ることが常態化しており、その比率は18年から25年の平均で2.5倍、多い年は数倍に上る。こうした措置は当初、例外的に行政の裁量でなされたが、金額の大きさと用途の両面で問題となり、その後は議会がその都度法律を制定することが多くなった。

(注1) 畜産部門は様子が異なる。牛肉と鶏卵はそれぞれ干ばつと鶏インフルエンザにより生産が落ち込み、価格が上昇して利益が拡大し、農業部門の所得を下支えしている。

(2) 支持と利害

a 農業者のトランプ支持

トランプ政権は農業者から広範な支持を得ており、ロリンズ農務長官は、トランプ大統領を最も支持している有権者は農業者だと明言している (CNN, Apr 27, 2025)。

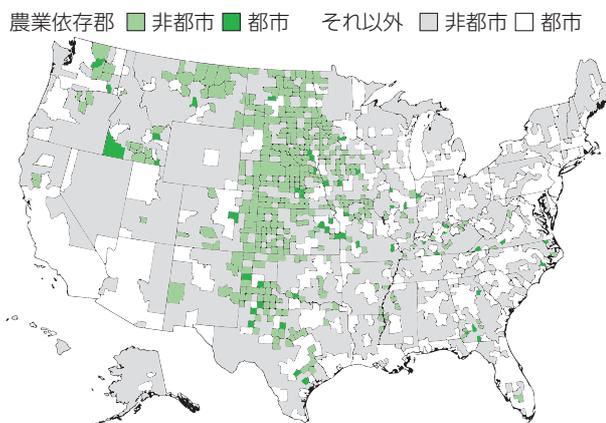
一般に地方と農村部は共和党に対する支持率が高いが、24年11月の大統領選挙では

それ以上にトランプ氏への支持が高まった。選挙前の投票意向に関する世論調査 (注2) によれば、トランプ候補への投票意向は70%に達し、以前の16年 (46%) および20年 (50%) と比べて大幅に増えた。

実際の投票結果も、農業依存度の高い郡におけるトランプ候補の得票率 (注3) は77.7%とさらに高かった。当該郡における16年 (73.1%) と20年 (76.1%) も得票率が高く、かつ毎回高まっている。これらの郡はおもに米国内陸部の大平原と中西部西半部に位置しており、農業地帯である小麦ベルトやコーンベルトと重なっている (第3図)。地方と農村部は国政選挙で過剰代表となっており、人口の大きさ以上に重要である。

トランプ政権の発足後、農業者は政権の関税政策に懸念を抱いたが春までの時点では将来への期待は揺るがなかったようである。メキシコおよびカナダと貿易紛争を開始した後、25年3月の世論調査 (注4) では関税を交渉戦略として使うことを支持し

第3図 農業依存度の高い郡の分布 (2015年)



資料 米国農務省経済局
(https://ers.usda.gov/sites/default/files/_laserfiche/Charts/62736/farmingdependent.png)

ない割合が54%であった。そして相互関税の導入後に行われた同年4月の調査（注5）によれば、関税による25年の農業収入への悪影響（56%）や投入資材の入手困難（53%）を予想する農業者が半数以上となったにも関わらず、長期的な農業経済の強化を期待する割合は7割に上ったのである。

（注2）DTN/Progressive Farmer誌による。24年8月半ばから9月1日に実施、全米47州農村部の1,393人が対象であり、その9割は農業者ないし土地所有者。

（注3）444郡における一般投票結果集計。Investigate Midwestによる。

（注4）AgWebによる農業者世論調査。回答者数2,891人。

（注5）パデュー大学およびCMEグループによる。25年4月14日から21日に実施、回答者数400人。

b 主要政策をめぐる利害対立と調整

上記のとおりトランプ政権にとって農業者と農村は重要な支持基盤である。しかしながら政権の各種政策は、必ずしも農業にとって好ましいものではない（第1表）。第一に、貿易交渉について詳細は後述するが、トランプ関税による農業への悪影響が

ある一方で、新たな交渉への期待もある。第二に、外国人労働者については、長年にわたる規制強化とメキシコの経済成長や高齢化によって人手不足が悪化しており、トランプ政権による違法労働者摘発の強化はそれに拍車をかけている。大統領や農務長官は外国人農業労働者を確保するための対策を講じると発言しているが具体化には至っていない。第三に、気候変動対策からの撤退は、農業に対する関連補助金や振興策の停止を招いた。バイデン政権が導入した気候スマート農産物パートナーシップは「気候不正資金」であるとして事業実施の途中で凍結され、その後農家支援の条件を強めた「生産者のための市場拡大」として再開された。そして25年12月には土壌の再生に重点をおく再生型農業パイロットプログラムを発表した。第四に、バイオ燃料については、自動車の電動化推進を後退させたことによって液体燃料の需要が維持され、かつ使用義務量の引上げによって自動車向け需要の拡大を図っている点は評価される一方、航空・船舶向けの利用促進は後退し

ている。そして第五に、比較的良好な政策分野は環境規制と税制である。主流の農業団体は、環境規制の緩和と減税を歓迎した。

このように各政策のなかでも農業の利害は分かれており、慎重な調整が必要となっている。24年の選挙では大統領に加えて上下両院でも共和

第1表 政権の政策分野別に見た農業部門の利害

分野	バイデン前政権	トランプ現政権
貿易交渉	× 新たな協定を交渉せず	× 貿易戦争 ○ 新たな交渉
外国人労働者	△ 待遇改善を指向	× 摘発強化、大量送還
気候変動対策	○ 大型の補助金と振興策	△ 抑制、見直し
バイオ燃料	× 電気自動車を推進 ○ 航空・船舶利用推進	○ 同左の後退 × 同左の消極化 × 使用義務量の拡大
環境規制	× 強化	○ 緩和 △ MAHA
税制	× 不動産売却益の課税強化	○ 控除や償却の延長推進、トランプ減税の恒久化

資料 筆者作成

党が勝利して多数党となったため、立法措置を含めて対応の自由度は高く、農業部門への貢献を示す必要がある。

第二次トランプ政権の農務長官は、そうした調整を担う必要がある。大統領が指名したロリンズ氏は、第一次トランプ政権の終盤に大統領選挙に向けて「ビジョン2025」を策定した中心人物の一人であり、トランプ氏の下野後は元閣僚を含む高官経験者等を集めて設立された米国第一政策研究所の所長となり、政権奪還に向けて政策の準備を進めてきた。農業界は農務長官の大統領に対する発言力に期待して就任を歓迎した。なお、現政権では農務長官に加えて、農務省の貿易・対外農業担当次官や、複数の閣僚級高官が同研究所出身である。

米国第一政策研究所は25年4月に農業者第一アジェンダを発表した。「農業者を再び偉大に」の指針を掲げて広範な政策課題を網羅している。農務省はその指針に沿って同年7月に農業安全保障（farm security）行動計画を発表し、重要分野として外国の影響排除やサプライチェーンの強^{きょうじん}化などを列挙した。

(3) 2025年の貿易政策

a 農業部門の要請と政権の対応

大統領選挙前年の23年8月に、品目別団体を中心とする20の農業団体が連名で公開書簡を提出し、全ての大統領候補に対して貿易政策に関する要請を行った。米中関係については、18年からの貿易戦争で一度失われた中国市場シェアは回復していないと

して、米国農産物の市場アクセスを維持しながら交渉することを求めた。一時的な補償では長期にわたる市場の喪失を埋め合わせることはできないという立場である。また、中国市場への依存度を下げてリスクを低減するため、新たな自由貿易協定の交渉を求めた。

トランプ大統領は就任当日（25年1月20日）付の大統領覚書「米国第一貿易政策」に農産物輸出に資する協定の交渉を明記し、閣僚らに提言を求めた。それに対する同年4月1日付の報告書には、農産物を含む有望な新たな協定を特定することに加えて、既存の貿易協定の見直しも盛り込まれた。そしてその翌日（4月2日）には相互関税を導入する大統領令が発せられ、世界各国に対し追加の関税（各国一律の10%と国別の上乗せ）が課された。当初からカリ肥料や一部の農薬・動物医薬品といった農業投入財はこの関税を免除されたが、すでに生産費用の高止まりに直面していた農業界からの批判を受けて、11月には追加の肥料（尿素とリン酸塩）も免除品目となった。また、このとき食料インフレを抑制するために熱帯作物とトマト、牛肉も免除品目に加えられた。

この関税を引下げさせるために各国は米国と交渉を行ったが、中国とEU、カナダは報復措置として米国の輸出に関税を課し、そのなかには農産物とその加工品が含まれていた。特に中国との間では双方で複数回にわたり大幅な関税の引上げを宣言する事態となった（注6）。大統領と農務長官は早

い時期から、農業者に損失が生じた場合は補償を行うことを予告するとともに、交渉による市場開拓の意義を訴えた。

農務省は貿易市場の混乱と生産費の高止まりによる損失を補てんするため、25年12月8日に120億ドルの新たな臨時補助金「農業者つなぎ支援プログラム（FBAP）」を発表した。名称のとおり、この補助金は2025年予算調整法（次節を参照）により引上げられた不足払いなどの助成金が農業者に給付される26年秋までのつなぎ資金として位置づけられた。給付は26年2月までに行われる。また、これに加えて今後追加の助成も示唆されている。

また、米国通商代表部（USTR（2026））によれば、米国は25年から26年初頭にかけて8か国・地域と最終的な相互貿易協定を締結、イスラエルと恒久的な農産物貿易協定を締結し、日本を含む他の10か国・地域と共同声明等を発表し相互協定締結に向けて交渉中である（注7）。そのすべてが農産物やエタノールに関する相手先の譲許を含んでいる。また、相手先国には成長する市場である東南アジアやインドなど南アジアの国々が含まれている。

（注6） 米中間の交渉の経緯と中国から見た米国産大豆の輸入停止については本号掲載の既（2026）を参照。

（注7） 相互貿易協定の締結先はアルゼンチン、バングラデシュ、カンボジア、エルサルバドル、グアテマラ、インドネシア、マレーシア、台湾。同じく交渉先はエクアドル、EU、インド、日本、韓国、北マケドニア、スイス／リヒテンシュタイン、タ

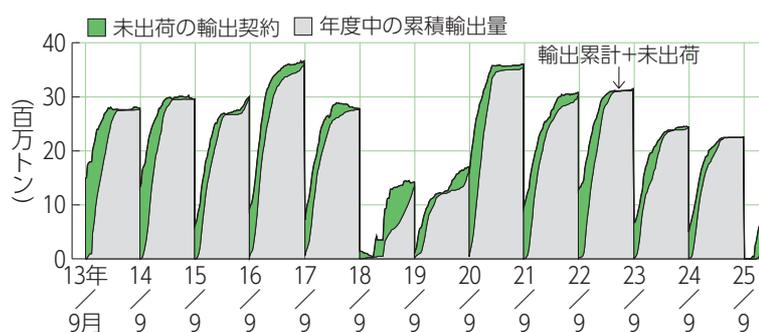
イ、英国、ベトナム。日本の意向はミニマムアクセス米輸入の75%拡大と、合計80億ドルのトウモロコシ・大豆・およびバイオエタノール（SAF用を含む）購入。

b 中国向け大豆輸出の停止と再開

最も大きな影響を被った農産物は、第一次トランプ政権の貿易戦争と同様に、生産量の4分の1を中国に輸出していた大豆であった。報復関税を課された結果、米国の25年産大豆に対する中国からの予約注文は数か月にわたり皆無となった。10月下旬に両国の妥協が成立し、当初は年内に12百万トン、翌年と翌々年に25百万トンの輸出がなされると報じられた。年間25百万トンは従来並みの量であるため、交渉の成果としては不十分であるという批判がある。しかも、実際の輸出はそれよりかなり遅れている（第4図）。

例年であれば、9月から始まる販売年度の当初には数百万トンから1千万トン以上の輸出契約が積み上がり、10月から翌年2月ないし3月にかけてほとんどの輸出が集中する。ところが25年は5月末から10月下旬まで未出荷の輸出契約が皆無の状態が5

第4図 米国の中国向け大豆輸出量推移(週次)



資料 農務省海外農業局のデータにより作成

か月近く続いた。米中合意の直前から契約が増え始めたものの、実際の輸出が始まったのは12月になってからであった。そして26年2月中旬の時点では輸出量の累計と未出荷分を合わせても1千万トン強にとどまっている。これは例年より4か月ないし5か月遅れており、前回の米中貿易戦争1年目（18年産）並みの水準である。

報道によれば、商務長官は中国向け輸出目標の期限は26年2月末であると述べており、農務長官は2月までに12百万トンの目標を達成したと述べている（注8）。また、2月にはトランプ大統領と習近平国家主席の電話会談により、25年産大豆につき20百万トンの輸出が合意された。この量では25年産大豆の中国向け輸出は前年産より縮小することになるが、前回貿易戦争時の18年と19年よりは高水準となる。

このように、25年産大豆の輸出は遅れているうえ、全体として前年を下回ることが示唆されている。中国が報復関税を課したうえ以前から大豆を交渉材料としている以上、農業団体が求めたような市場アクセスを維持することは難しかったといえよう。なお、中国向けの輸出量は既に23年産から従来よりも2割程度縮小していた。25百万トンはこの縮小した23年産並みの水準である。この間に中国は輸入先の多様化とブラジルへの切替えを進めており、米国側でも輸出先の多様化とディーゼル燃料向け需要の拡大が進んでいる。

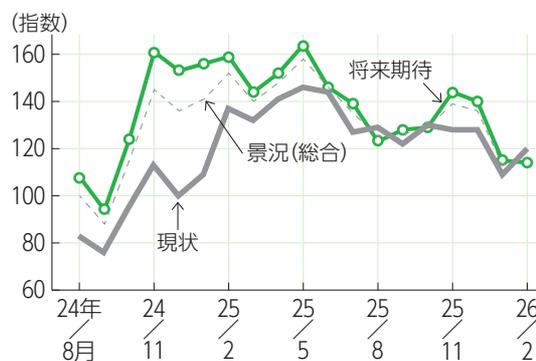
（注8） 中国は大豆の輸入を予約する際に輸出先を示さない場合があり、輸出先不明の大豆3百万

トンは中国向けとみなされているという（South China Morning Post, 18 Dec 2025）。

c 景況感の後退

農業者はこの間の推移をどのように評価しているであろうか。パーデュー大学とCMEが提供する農業経済の景況感指標（Ag Economy Barometer）により、大統領選挙以来の月次推移を確認すると、25年半ばまでは改善し、その後は悪化の傾向にある（第5図）。まず、トランプ大統領の当選前月から将来期待が先行して高まり、現状評価がそれを追いかける形で景況感は25年前半まで上昇基調となった。しかし、中国との貿易交渉の行方が不透明となった25年の夏には、将来期待と現状評価はいずれも低下した。その後、中国と合意のあった25年11月には将来期待がある程度改善したものの、26年1月には再び両指標とも下落した。ブラジル産大豆の輸出競争力の強さが懸念材料となっているという（Ag Economy Barometer, Feb 3, 2025）。26年2月に現状評価がやや改善したのは、この月に臨時補助金（前述のFBAP）が給付されたためであ

第5図 農業経済の景況観指標



資料 パーデュー大学とCMEによる「Ag Economy Barometer Indices」データから作成

ろう。この資金の用途について回答者の半数近くが負債の返済、4分の1強が運転資金の改善に充てるとしており、資金繰りが改善したとみられる。それでも景況感の大きな改善には至っていない。

また、悪化しているのは景況感だけではない。一般的に米国が良い方向に向かっているかどうかについては、間違った方向へ向かっていると回答が7か月の間に4分の1から4割へと拡大した（第6図）。そしてアイオワ州トウモロコシ生産者協会の会長は最近、トランプ政権の関税に対する農業者の忍耐は限界に近付いたと述べている（AgriPulse, March 5, 2026）。農業界に不満が高まりつつあることが見て取れる。

(4) バイオ燃料の方向付け

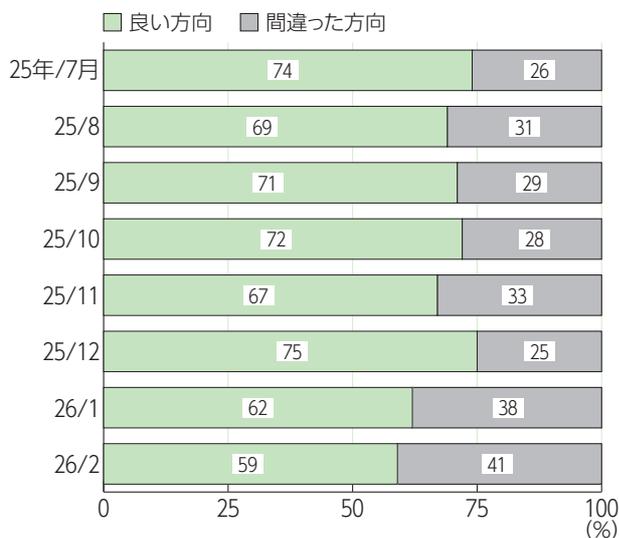
バイオ燃料振興策は、新たな立法や予算措置によらずに行政府の裁量で農業への

こ入れが可能な政策分野である。それによって対中交渉の進展に応じて大豆の輸出減少を相殺し、さらには競争力の低下が見込まれる輸出への依存を縮小することができる。

25年の初めから、バイオ燃料の新たな税控除制度（通称45Z）が2022年インフレ抑制法第45Z条に基づき導入された。従来の一律の税控除とは異なり、温室効果ガスの排出縮小に応じて控除を提供する。適用対象者は、燃料の混合を行う業者（石油企業など）からバイオ燃料の製造者に変更された。控除額は1ガロン当たり1ドルに排出係数（化石燃料の半分の排出量に対する排出削減割合）をかけた額である。排出係数はバイオ燃料の製造所ごとに異なり、また原料となる農作物の生産方法（不耕起や、被覆作物、養分管理）によって引上げることができる。この排出係数が導入されたため、ディーゼル系バイオ燃料（バイオマス由来ディーゼル燃料）の控除額は従来の1ドルから縮小した。また、この制度によってトウモロコシエタノールの税控除が復活した。

米国のバイオ燃料は、24年までディーゼル系の生産拡大が続いていた。カリフォルニア州の優遇措置により再生可能ディーゼルが拡大をけん引し、従来型のバイオディーゼルは縮小傾向となった。これらのディーゼル系燃料は高度バイオ燃料の一種である。かつて期待されたセルロースエタノールは実用化の目途が立たないため、高度バイオ燃料の拡大はディーゼルにより進めら

第6図 米国の向かう方向に対する評価



資料 前図と同じ

れている（注9）。ただし24年時点ではその半分が輸入原料由来または輸入品であった（EPA（2025））。それに対して、25年には上記のとおり米国産のバイオ燃料のみが税控除の対象となったため（EIA（2025））、バイオ燃料の輸入は急減して米国は純輸入国から純輸出国に転じた（第7図）。また、25年には生産量も縮小した。原因は、使用義務量による裏付けのない増産によって需給バランスが崩れたことや、税控除改正時の混乱である。

大豆油はディーゼル系バイオ燃料の主要な原料であり、全体の3分の1を占めている（第2表）。25年には原料の構成に変化があり、獣脂が増加し大豆油、使用済食用油、キャノーラ油は減少した。新しい税控

第2表 バイオ燃料の原料油脂（2025年）

（単位 千トン、％）

原料		24年		25		増減
			構成比		構成比	
植物油	キャノーラ油	2,193	12.6	1,191	8.0	△1,002
	大豆油	6,042	34.8	4,970	33.3	△1,071
副産物・廃棄物	トウモロコシ油	1,966	11.3	2,072	13.9	106
	家禽	97	0.6	6	0.0	△90
	獣脂	3,298	19.0	4,094	27.4	796
	動物性精製脂肪	315	1.8	234	1.6	△81
	使用済食用油	3,351	19.3	2,343	15.7	△1,007
	その他廃油脂	97	0.6	5	0.0	△93
合計		17,359	100.0	14,915	100.0	△2,444

資料 米国エネルギー情報局のデータにより作成

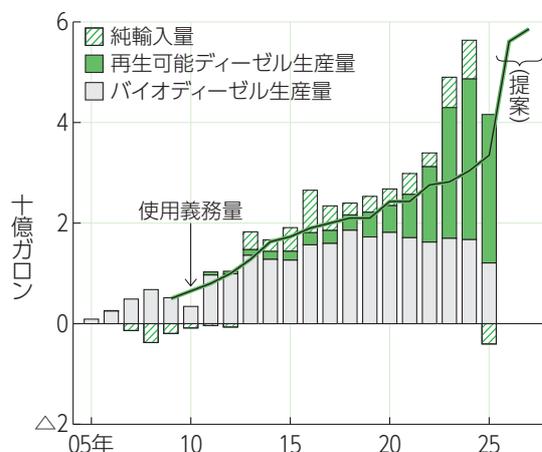
（注）植物油と副産物・廃棄物の区分は筆者による。トウモロコシ油はでん粉やエタノールの副産物。

除制度では副産物・廃棄物（獣脂、使用済食用油、トウモロコシ油など）を原料とするバイオ燃料が、生産時に温室効果ガスの排出が少ないため優遇されている。

そして25年にはトランプ政権下でバイオ燃料についておもに3つの対策が打たれ、輸入と外国の関与を排除・抑制することによる国産化の促進と、ディーゼル系バイオ燃料の需要拡大、そして航空機・船舶向け用途の抑制が図られた。

一つは予算調整法による税控除（上記）の2年間延長（29年まで）と内容の改正である（特に断らない限り26年から適用）（注10）。まず、海外原料と特定国の事業者が除外される。バイオ燃料の原料は北米（米国・カナダ・メキシコ）産のみが認められる。くわえて、給付対象者から中国やロシアの事業者（25年7月4日から）と、それらの国の影響下にある事業者（2年後から）を除外した。また、控除額の排出係数を引下げる間接的土地利用変化の影響が算

第7図 バイオマス由来ディーゼルの供給と使用義務量



資料 米国エネルギー情報局のデータおよび環境保護庁の規則提案により作成

（注）2025年は同年11月までの12か月間累計。

入されなくなったため、大豆やトウモロコシの控除額が改善された。さらに、小規模製造者向けの農業バイオディーゼル税額控除が復活し、控除額は以前の2倍（1ガロン当たり0.2ドル）となった。上記の45Z控除と併用可能であり、26年末まで適用される。他方、持続可能航空燃料（SAF）向けの特別な控除額は廃止されて通常のバイオ燃料と同水準に引下げられた。

もう一つは26年と27年に適用されるバイオ燃料使用義務量の提案（環境保護庁、2025年6月17日）である（EPA（2025）（注11）。ディーゼル系バイオ燃料の使用義務量を24年の供給実績並みに引上げようとしており（前掲第7図）、拡大した製造能力を支える効果が見込まれよう。また、バイオ燃料とその原料の輸入を抑制するために、それらの使用実績の評価値（RIN）を50%引下げる方針である。上述の税控除廃止とともに輸入の収益性を削ぐことになる。こうした提案の目的は、エネルギー自立の強化と国内農業市場の活性化である。

大豆は既に生産量の4分の1（24年）がディーゼル系燃料向けとなっている。もし大豆の原料シェアを維持して、提案された使用義務量を国産燃料により満たすなら、大豆の3割に達する。さらに大きな影響が及ぶ可能性もあるが、他の原料の増減や大豆粕の需要など様々な要因が絡むため、その規模は見通し難い（注12）。今後の規制の決定内容と国産化の動きが注目される。なお、環境保護庁の想定では、国内で入手可能な廃油や獣脂などの廃棄物・副産物原

料の大半は既にバイオ燃料原料に使用されており、今後ディーゼル系燃料の原料拡大を原料輸入と原料向け農産物の増加によって賄うことが示唆されている。該当する作物は大豆とキャノーラであるが、キャノーラ油は主にカナダからの輸入に依存しており、国産原料としては大豆が有力である。

そして第三に、船舶向けのバイオ燃料については、25年4月に国連の国際海事機関（IMO）が画期的な合意に達し、国際海運の船舶に対する温室効果ガスの排出規制を導入する方向となった。実現すればバイオ燃料の需要拡大が見込まれる。バイデン政権の目標の一つが達成可能となったのである。ところがトランプ政権はこの構想に強く反発し、実施国に対して関税の適用やビザの制限を検討するなどとして圧力をかけた。その結果、10月に予定されていた採択は1年延期され、先行きは不透明となった。

（注9） バイオマス由来ディーゼル燃料は非セルロース高度バイオ燃料の95%を占める。

（注10） 使用済食料油の輸入拡大と、未使用油との混合品輸入による偽装表示が問題視されていた（Market Intel, Jul 24, 2025）。

（注11） 本号掲載の阮（2026）も参照。

（注12） EPA（2025）は税控除規定の詳細と、主産物・副産物の需要や、植物油の压榨能力の拡大、燃料原料以外の用途からの転用可能性などの要因を挙げている。また、大豆の搾油設備への投資は大豆油（バイオ燃料向けを含む）と大豆粕の需要に大きく依存している一方、大豆油の需要は粕のそれよりも速やかに拡大している。28年の使用義務量は25年生産量を4割上回っており、その差をすべて大豆油で賄う場合は大豆生産量の6割程度に達する。

主要な予算の変化およびその影響について、後半では農業向け施策の主な改正点について述べる。

(1) 予算調整法による改正

前編で取り上げた農業法の更新問題は、25年に異例の展開を迎えた。新たな農業法を制定する代わりに、下院農業委員会の2024年農業法案のうち主要な予算措置のみが、予算調整法と呼ばれる法律の一部として成立したのである（注14）。独立した5年ごとの農業法を制定する慣例からは逸脱していた。しかもその過程で低所得者向け食料援助（栄養プログラム）の予算は予期せぬ規模で削減され、農業法をめぐる共和党と民主党の協力関係は大きく損なわれた。

第二次トランプ政権の発足から半年後の25年7月4日に、第一次トランプ政権で実施した減税措置の恒久化などを行う通称「一つの大きな美しい法案」法（OBBBA、公法119-21。以下、2025年予算調整法）が成立した。この法律や、バイデン政権下で成立したインフレ抑制法は予算調整法という形式をとっている。それはなぜか。

米国の上院では通常法案を可決するには60%の得票（注15）が必要である。近年の議会では両党の議席数が伯仲しており、また党派対立が厳しいため、通常のやり方で重要法案を可決することは困難となっている。そこでこの制約を回避できる予算調整法が重要となる。予算調整と呼ばれる手続きを用いれば、絶対多数決（50%超過）で予算の変更に関わる「予算調整法」(budget reconciliation act) を可決できる。しかし予算調整法の制定は決して容易ではなく、最近10年間の成立は4件にとどまり（第3表）、その時期はいずれも大統領任期の前半でかつ大統領の所属と同じ政党が上下両院の過半数（注16）を掌握している。24年の選挙でトランプ大統領と共和党が勝利したため、25年はその条件が揃った。そのように貴重な機会であるため、時の政権にとって優先度の高い財政措置を中心に構成され、かつ各種の施策を盛り込んだ大規模な予算が特徴となる。

予算調整法を策定する際は、まず予算決議を成立させ、そのなかで調整指示(reconciliation directive) を定め、上下両院の各委員会に対して変更すべき歳出入金

第3表 最近10年間に成立した予算調整法

成立年	大統領	名称	公法番号	主な内容
2018	トランプ	減税・雇用促進法(TCJA) (*1)	115-97	減税
21	バイデン	米国救済計画法(ARPA)	117-2	新型コロナウイルス感染症対策
22	バイデン	インフレ抑制法(IRA) (*2)	117-169	エネルギー等の気候変動対策、処方薬価引下げ、法人税増税
25	トランプ	一つの大きな美しい法案法(OBBBA) (*1)	119-21	減税、福祉削減、軍事費、移民対策

資料 CRS (2025b)などを元に筆者作成

(注) 米国救済計画法以外の名称は通称。「*1」は審議の過程で削除された短い名称が通称として残った。「*2」は審議の過程で元の名称(ビルドバックベター法)が削除され、別の通称が作られた。

額を指図する。25年の予算調整法に向けた2025財政年度予算決議（下院一致決議第14号、2025年4月10日付）は、下院農業委員会に対して10年間で2,300億ドルの予算削減を行う法改正案の提出を指示した。前年に下院農業委員会が可決した農業法案（H.R.8467）が栄養プログラムを271億ドル削減してなお306億ドルの予算不足であったのと比べると、桁違いの大きな削減要請であった。保守派の要求に応えるためにも栄養プログラムの大幅削減が必要とされていた。トンプソン下院農業委員長は、この要請に応えた予算削減と、前年の農業法案のうち予算の変更に関わる主要施策を組み合わせることで予算調整法に組み込んだのである。

このとき、2022年インフレ抑制法で調達された保全プログラムの追加予算が農業法の基礎的な条文に組み込まれた。予算調整法で認められる財政措置は10年先までに限られている。しかし下院農業委員長は、10年間の保全プログラム予算を措置する際に、その拡大した予算額を、予算基準額の算定基礎となる条文に書き込むことによって、10年経過後の法制を策定する際の保全プログラム予算額を拡大させた。

結局、25年の予算調整法によって農業委員会管轄の予算は2025～34年の10年間で1,184億ドルの削減となった。削減額は予算決議に比べて半分に抑えられたとはいえ、大幅な削減であった。その内訳（第4表）をみると主な削減費目は栄養プログラムであり、削減額（1,867億ドル）は前年の

第4表 2025年予算調整法による農業予算の増減額(2025～34年、予算権限ベース)

(単位 10億ドル)

栄養	△186.7
林業	△0.2
農産物	49.6
災害支援	2.8
作物保険	6.4
米国農村への追加投資	9.6
うち保全	3.3
補完的農業貿易販売促進	2.2
研究	2.0
合計	△118.4

資料 議会予算局の推計値(2025年7月21日)により作成
 (注) 「うち保全」は2022年インフレ調整法による増額を含む。

下院農業法案と比べて7倍近くに拡大した。保全プログラムもさらに削減された。その一方で農産物プログラムは496億ドルの増加となり、前年の法案よりもさらに積み増しされた。災害支援と作物保険も含めた農業所得安定化政策でみれば588億ドルの増加である。

栄養プログラムの予算削減はほとんどが補助的栄養支援プログラム（SNAP）を対象にしている。内容は金額の大きな順に、就労要件の強化、給付金に課される州政府（注17）の一部負担導入、想定食品構成（儉約食料計画）にかかる予算の制限強化、行政費用に対する州の負担率引上げ、家計におけるインターネット費用の控除禁止である。この5項目で栄養プログラム削減の97%を占める。

これらのうちで儉約食料計画（Thrifty Food Plan）については説明が必要であろう。これはSNAP助成額の算出基礎となる想定食品構成である。必要な栄養を家庭で安価に効率よく摂るための各種食品とその

金額からなる。その内容は75年の開始以来、農務省が策定する食事指針と、米国民の食事構成および消費パターンの変化を反映して3回にわたり改定された（83年、99年、06年）が、いずれも物価調整を除き費用中立であった。

しかし2018年農業法は、儉約食料計画の定期的な見直し（5年ごと）を導入し、最新のデータと情報（上記に加え食料価格を含む）に基づく食品構成の再評価を義務付けた。それを受けて、21年には民主党バイデン政権下で大幅な改定がなされ、栄養バランスに配慮した結果、一人当たりの助成額が1日当たり約5ドルから約6ドルへと2割増加した。さらに以後5年ごとの改定で助成額がさらに膨らむ可能性がある。その点を共和党が問題視し、法改正によって次回見直しを遅らせるとともに、食品構成

の再評価における物価調整以外の費用の増加を禁じたのである。

通常の農業法であれば適用期間は5年間であり、5年後には新しい農業法が策定されるため、10年間分の予算推計値があっても後半の5年間分は実際には適用されない。しかし2025年予算調整法は、主要な農業法プログラムの予算額を変更しただけでなく、その適用期間を31年まで延長した。そのため後半5年間（30年から34年）のうち最初の2年間は、法改正がない限りこの予算が適用されることになる。

この予算調整法によって農業予算にどの程度の影響があるか把握するため、農業法の主要施策について改正前の農業予算と2025年予算調整法による増減を突き合わせたのが第5表である。予算調整法が定める10年間の途中から、あるいは段階的に導入

第5表 2025年予算調整法による主要プログラム予算額(1年当り)の変化

(単位 十億ドル、%)

予算年度	25年基準額		改正後		増減額		変化率		構成比	
	2025-29 平均	30-34 平均	25-29 平均	30-34 平均	25-29 平均	30-34 平均	25-29 平均	30-34 平均	改正前 25-29	改正後 30-34
農産物プログラム	6.8	5.9	11.2	13.3	4.4	7.4	63.8	125.2	5.0	10.6
不足払い(PLC)	3.2	2.8	7.1	9.0	3.9	6.2	122.7	219.5	2.3	7.2
収入ナラシ(ARC)	1.7	1.1	1.8	1.8	0.0	0.7	2.4	61.9	1.3	1.4
販売融資利得	0.09	0.15	0.2	0.4	0.15	0.25	161.4	166.6	0.1	0.3
災害支援	1.8	1.8	2.1	2.1	0.3	0.3	15.0	15.1	1.4	1.7
作物保険	12.9	13.5	13.4	14.1	0.5	0.7	3.9	5.2	9.5	11.2
保全プログラム	5.6	5.8	6.8	7.6	1.2	1.9	22.0	32.2	4.1	6.1
IRAの寄与	-	-	-	-	2.6	0.8	47.4p	13.8p	-	-
OBBAの寄与	-	-	-	-	△1.4	1.1	△25.4p	18.4p	-	-
輸出促進	0.5	0.5	0.7	0.8	0.2	0.3	29.7	51.0	0.4	0.7
SNAP	109.7	113.7	96.2	89.9	△13.5	△23.8	△12.3	△20.9	80.9	71.5
合計	135.6	139.4	128.4	125.8	△7.3	△13.6	△5.4	△9.7	100.0	100.0

資料 議会予算局の推計値(農業プログラムベースライン、インフレ抑制法影響額、2025年予算調整法影響額)により作成
 (注) 金額は支出額ベース積増し額はインフレ抑制法と2025年予算調整法によるもの、うちインフレ抑制法による積増しは保全プログラムのみ。予算調整法による栄養プログラムの削減はSNAPとみなした。

される措置もあるため、前半（25年から29年）と後半（30年から34年）の5年ずつに分けて確認する。

農業予算は、改正前と比べて前半5年間は5%、後半5年間は1割縮小する。それはSNAPの減少に対応しており、SNAPは後半5年間には2割の削減となる。それに伴い、農業予算（の主な施策）に占めるSNAPの割合は8割から7割へ低下する。その一方で農産物プログラムは大幅に拡大し、農産物プログラムはインフレ抑制法によって拡大した保全プログラムを抜き返す。そして農業予算に占める農産物プログラムの割合は後半5年間には現行の2倍にあたる1割に達し、作物保険に迫る見込みである。

この予算調整法によって農業法の作り方は大きな影響を受けた。第一に、民主党との妥協をせず、共和党の2024年法案以上に農業関連予算のみを優遇する結果となった。SNAP予算の大幅な削減に加えて、その一部を財源として農業関連政策の予算を拡大したことにより、農業法の策定において過去半世紀続いてきた共和党と民主党の協力関係は大きく損なわれた。歴代の元農務長官のうち二人は、この「連合」は崩壊したと述べた。

第二に、予算調整法の対象外となった施策の扱いが問題となった。主要な保全プログラムである保全留保プログラム（休耕に対する助成）は顕著な例であるが、予算調整法は義務的支出の予算額に影響を与える措置のみが対象となるため、それ以外にも

多くの施策が承認されずに残された。具体的には輸出促進策やエネルギーなど管轄の分かれている施策、裁量的支出により賄われる施策、予算効果のない規定（組織、規制、基準、その他ルールなど）、とりわけ恒久法の停止（注18）など（CRS 2025c）である。なお、これらのうち輸出促進については新たに農務省管轄の「補足農業貿易促進プログラム（SATPP）」を設けて輸出促進の予算を倍増させた（注19）。

下院農業委員長（共和党）はそれらをまとめた小型の農業法を策定する意向を表明したが、予算調整法による打撃に加えて、共和党側が動物福祉などの規制で民主党にとって受け入れ難い規定を盛り込もうとしたため、法案の見通しは立たなかった。そのため25年11月12日に成立した継続歳出法（公法119-37）により、2018年農業法の3度目の1年間延長が定められた。

そして第三に、少なくとも当面は独立した包括的な農業法を作る必要性が大幅に薄れた。31年まで承認された主要施策については、26年に農業法を成立させるのと同様の効果がある。二大政党間の協力関係が破綻したこととあわせてみれば、これによって5年ごとの農業法制定は終わったのではないかとみる向きもある。

(注14) CRS (2025a) によれば1995年の予算調整法案が類似の規定を有していたが、同法案は大統領の拒否権行使により成立しなかった。

(注15) これによって議事妨害を避ける決議が可能となる。

(注16) 大統領の任期後半は中間選挙を経て政権側が議席を減らすことが多いため、この条件を満たし難い。

(注17) 最大15%の負担を求める。支払いの誤りの割合が大きくなると負担率が高くなる。

(注18) 1938年農業調整法および1949年農業法の規定で期限のないもの。トウモロコシ、米、綿花、酪農などの価格支持を定めている。5年ごとの農業法でその効力を停止して現行農業法の規定を適用している。停止しなければ政府は極端な高価格の維持を義務付けられる。また、大豆などの品目は恒久法の対象外であるため支援策を失う。

(注19) 2025年予算調整法の条文（第10602条）には施策の詳細について具体的な記載がない。下院農業委員会の2026年農業法案では既存の各種施策に税源を提供する手段となっている。

(2) 農業所得安定化政策の主な改正点

予算調整法によって予算の拡大した農産物プログラムと作物保険プログラムについて具体的な改正点を説明する。おもに生産費の高まりと経営収支の悪化に対応して補てんを強化する内容である。

a 融資単価の引上げ

販売支援融資制度の政策価格である融資単価（注20）は全品目で26年から引上げられる。前回の2018年農業法に続き連続して引上げが実現した。引上げ幅は前回に比べ控え目である。また、綿花の融資単価は2014年農業法でWTO敗訴対応のため市場連動型に変更されたが、今回ほかの作物と同様の固定額に戻った。綿花団体は24年5月に下院農業委員会の公聴会で融資単価の引上げを要請していた。

b 不足払い・収入ナラシの詳細

25年における不足払い・収入ナラシの改正内容を把握するには、やや詳細に補助金支払額の算出方法を確認する必要がある

(注21)。

まず、不足払いの実効参照価格については今回、市場価格が高まった後の一時的な引上げ幅とその最大幅が拡大された。その計算方法であるが、直前5年間の全国価格のうち最大値と最低値を除いた3年間の平均値（5中3平均、米国では5年オリンピック平均と呼ぶ）に88%をかけた金額が、法定参照価格を上回った場合にその金額を実効参照価格とする。ただし、その上限は法定参照価格の115%である。ここに挙げた88%の係数が、改正によって85%から引上げられた。

$$\text{不足払い支払額} = \text{支払単価} \times \text{支払単収} \times (\text{基礎面積} \times 85\%)$$

ただし、

$$\begin{aligned} \text{支払単価} &= \text{実効参照価格} \\ &\quad - \text{年間平均全国市場価格} \\ \text{実効参照価格} &= \text{法定参照価格と、5中3} \\ &\quad \text{平均全国価格の88\% [3} \\ &\quad \text{ポイント引上げ] のいずれ} \\ &\quad \text{れか高い方、上限は法定} \\ &\quad \text{参照価格の115\%} \end{aligned}$$

基礎面積と支払単収は各農業者の過去実績による

それに加えて、法定参照価格を31年以降、毎年0.5%引上げる規定が追加された。これは2024年農業法にはなく、2025年予算調整法によって導入された。引上げは累計で13%まで、累乗の計算で25年間以内（55年まで）である。この規定は、現在承認されている不足払いの適用期間（31年まで）を越えて長期にわたり参照価格の引上げをあらかじめ定める点で異例の措置である。将来農業法を策定する際にはこの引上げを

反映した予算基準額が算定されるため、改めて財源を調達する必要がなくなった。

次に、郡収入ナラシの保証収入は引上げられ、かつ発動時の補償幅が拡大された(注22)。郡収入ナラシの支払単価(1エーカーあたりの支払額)は、直近5年間の実績に基づく基準収入に90%をかけて得られる保証収入から、当年の実績収入を差し引いた差額である。この係数が従来の86%から90%に引上げられた。また、郡収入ナラシが支払われる場合、支払単価の最大額は基準収入の12%である。この係数も従来の10%から引上げられたが、下院農業法案の12.5%よりはやや低く抑えられた。

$$\text{郡収入ナラシ} = \frac{\text{支払単価}}{\text{支払額}} \times (\text{基礎面積} \times 85\%)$$

ただし、

$$\text{支払単価} = (\text{保証収入} - \text{実績収入})$$

$$\text{保証収入} = \text{基準収入} \times 90\% \\ \text{[4ポイント引上げ]}$$

$$\text{基準収入} = 5 \text{中}3 \text{平均全国価格} \\ \times 5 \text{中}3 \text{平均郡単収}$$

$$\text{実績収入} = \text{全国価格} \times \text{郡単収}$$

支払単価は基準収入の12%以内[2ポイント引上げ]

基準収入の算出に用いる全国価格の下限は実効参照価格

基礎面積は各農業者の過去実績による

こうした保障水準の引上げ以外にも新たな規定が3つ設けられた。第一に、制度の対象農地面積である基礎面積の追加配分である。プログラム対象農産物の作付けに対して基礎面積の不足している農業者が対象である。5年間(19年から23年)の作付実績に基づき最大3千万エーカーを配分し、

26年から適用する。第二に、25年における不足払い・収入ナラシの選択に関する特例である。各農場・作目ごとに不足払いと収入ナラシのうち事後的に給付が高くなった方が自動的に適用される。2024年農業法案にはなかった規定である。通常、農業者による不足払いと収入ナラシの選択は作付期の前に実施される。25年は既に選択が完了しており、参照価格引上げ等の制度改革を踏まえた選択ができないためこのような規定を設けたと考えられる(注23)。また、関税交渉など作期中の外的要因による市況への影響が大きいこともこうした規定の必要性を高めていると考えられる。そして第三に、収入ナラシの利用者に対する作物保険(補足補償特約)の購入制限緩和である。この点については次項で説明する。

(注20) 政府が提供する作物担保融資の単位重量当たり融資額であり、かつ価格補填の保証水準を定める。

(注21) 不足払い・収入ナラシなど農産物プログラムの概要については前編を参照。

(注22) なお、個別農場収入ナラシにも今回の改正は同様に適用される。ただし個別農場収入ナラシは品目横断型であり、収入の計算方法が若干異なる。農場内の全対象品目の収入を合算し、全品目で1エーカーあたりの収入を算出する。基準収入は各品目の5中3平均を面積で加重平均したものである。また、支払対象となる面積は基礎面積の65%に抑えられている。

(注23) 後述するとおり、25年産の小麦とトウモロコシはいずれも不足払いが発動される見込みであるが、不足払いを選択した農地の割合は高くない(それぞれ43.2%と16.7%)。事後的に不足払いが適用されればその恩恵を受ける農地は少なくないとみられる。さらに、26年における不足払いと収入ナラシの選択も申請の受付が遅れており、開始は早くとも作付期の後になる見込みであると報じられている(Agri-pulse, Jan 9, 2026)。選択時期が遅くなるほど農業者は作付けや作況の実績や予測値を元にいわば後出しで有

利な選択が可能になる。

c 作物保険の軽微損失補償を優遇

作物保険のおもな改正点は、「補足補償特約 (SCO)」の拡充と利用制限緩和である。それ以外には、ここでは詳しく触れないが、保険料助成率の引上げ (第9図) と、新規就農者向け優遇措置の延長 (5年間から10年間に) などがある。

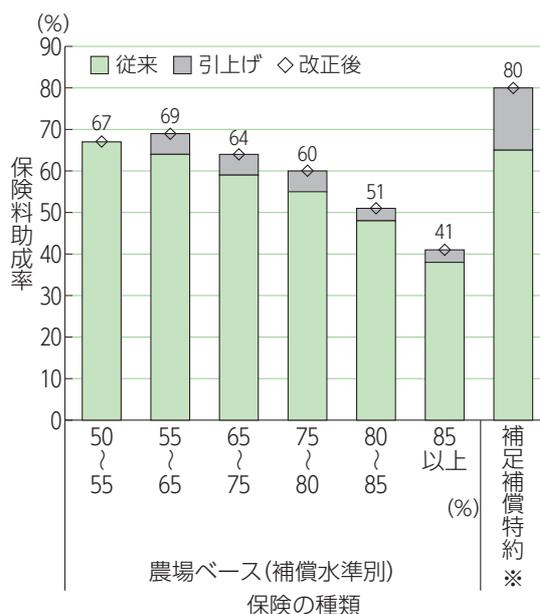
SCOは地域単位型作物保険の一種である。地域単位の保険は近年重要性が増している。通常の作物保険は農場単位であり、各農場の実績単収に基づく補償を提供するので当該農場の実態に沿ったリスク管理が可能である。しかしその反面、補償水準の高い保険は費用が高く、また農業者のモラルハザード (例えば作物の生育管理が不十分になるなど) や逆選択を招く危険があ

る。そうした問題は、郡平均の単収データに基づく地域単位の保険であれば抑制することができる。地域単位の保険は個別農場のデータなしに損失を計算するので人手がかからず、かつ個々の農業者の行動に影響されないためである。作物保険プログラムでは、補償水準の高い保険契約については地域単位保険の利用を奨励しており、具体的には補償水準がおおむね80%以上である場合、地域単位保険の保険料助成率を農場単位のそれよりも高く設定している (注24)。

こうしたことから、近年は地域単位の保険が、通常の作物保険に上乗せする軽微損失補償専用の保険として用いられ、注目されている。SCOはその最初のものであり、2014年農業法で導入された。農場単位の収入ないし単収の保険 (基本保険契約) と組み合わせ、その補償範囲を拡張する。元の保険の補償水準 (期待される収入・単収の何パーセントを保証するか) を上回る部分がSCOの補償対象となる。通常の保険では利用者の自己責任負担となる、免責額に対する保険と言ってもよい。

SCOには従来、収入ナラシとの併用が認められていなかった。両方とも軽微損失補償であり、補償範囲が重複するためである。しかし、そうした禁止が普及を阻害する一因であると指摘されてきた。特にトウモロコシと大豆の作付面積は米国の耕地面積の過半を占め、その多くは通常収入ナラシを選択している。収入ナラシは保険ではないが、収入保険との親和性が高い軽微損

第9図 保険料助成率の引上げ



資料 2018年農業法および2025年予算調整法より作成
 (注) 補足補償特約 (図中の※) は地域ベースの保険。

失補償である。したがって収入ナラシの利用者にはSCOのような軽微損失補償型保険の潜在的需要があるとみなされているのである。たとえば、収入ナラシの利用に必要な各作目の過去生産実績（基礎面積）を十分に持たない農業者は、作物を全て収入ナラシの対象とすることはできない。また、SCOはその年の収入変動のみに反応するので、短期的なリスクには収入ナラシよりも正確かつ適時に対応できる。そしてここ2、3年はトウモロコシや大豆の経営収支が厳しくなり、軽微損失にかかるリスク管理の必要性が高まった。

実際、21年に農務省が導入した、期待収入の86%から90%まで、または95%までの補償を可能とする新たな保険商品「拡張補償特約（ECO）」は、トウモロコシを含む各種作物に現在急速に普及している。これは、民間の保険会社が仕組みを開発した地域単位の軽微損失補償である。SCOや収入ナラシでは補償できないさらに軽微な損失の補償が可能であり、しかも収入ナラシとの併用が可能であった。当初の保険料助成率は収入保険なら44%、単収保険なら51%であり、SCOの65%を下回っていたが、それでも24年にはSCOと並ぶ面積にまで広がった。そして、25年に農務省がこの助成率を見直してSCOと同じ65%に上げた結果、ECOの利用面積は一挙に前年の4倍（6.2千万エーカー）に拡大した。地域単位の軽微損失補償型保険に対する大きな需要が顕在化したのである。

また、収入保険（当期作付前）と収入ナ

ラシ（直近5年間）では補償の基準となる収入の時点が異なる。概して両者の支払額には相関がほとんどないという分析結果（Zulauf *et al.* (2024)）も報告されている。

そして2025年の改正法により、SCOと収入ナラシの併用が認められた。また、補償水準の上限は従来の86%から90%に引き上げられた。同様に保険料助成率は65%から80%に引き上げられた。それを受けて農務省は独自にECOの助成率も同じ80%へと引き上げた。これらの助成率引き上げは26年から適用される。25年に生じた上記の拡大実績からすれば、26年にはECOとSCOの利用がさらに拡大すると見込まれる。また、SCOの補償水準引き上げは27年から適用の予定であり、SCO単独で補償水準90%を提供するようになる。それまでは高い補償水準を実現するにはSCO（86%まで）とECO（86%以上）を併用する必要がある。

なお、80%という高い保険料助成率には副作用の可能性が指摘されている。助成率が高ければ、平均的には農業者の受取る保険金が、支払う（助成で値引きされた）保険料を大きく上回る蓋然性が高い。そのため農業者は単なるリスク管理だけでなく、リスクを上回る保険金を得るために助成率の高い作物保険を購入する可能性がある（Schnitkey *et al.*, 2026）。

（注24） とはいえ従来、地域単位作物保険の利用面積は僅かであった。地域単位の作物保険の主な短所は、利用者の農場と郡全体の作況が必ずしも一致しないことである。また、保険金の支払いは郡単収の数値が確定した後になるため、不作の翌年半ば以降となることが多く、農場単位の作物保険よりも数か月以上遅い傾向となる。

d 生乳利幅プログラム

生乳利幅プログラムについては、利用の拡大を促す方向でいくつかの変更がなされた。掛け金率を優遇される生産量の枠は、1年当たり5百万ポンドから6百万ポンドに拡大された。また、施策対象乳量の上限である生産過去実績が、11年～13年の最大値から、21年～23年の最大値に更新された。26年から31年の期間中、あらかじめ一括して申し込んだ利用者に対しては掛け金が最大25%割引かれる（既存ルールの対象期間を更新）。

3 考察

以上、前編と後編をとおしてみてきた農業政策における気候変動対策の変化と、農業法および関連政策の展開についてまとめ、その方向性を考えてみたい。

(1) 前進した米国農政のグリーン化

バイオ燃料と炭素クレジット（あるいはオフセット）は、いずれも農業に新たな役割を付与し、従来の農業補助金とは異なるエネルギー政策と環境政策で農業を支える。こうして実質的な農業政策の範囲は広がり、他の政策分野と融合が進んでいる（平澤 2009）。従来は資源（土壌・水・生物）の保全を対象としていた米国の農業環境政策は、気候変動対策へと拡大していくことになった。

こうした政策が持続性を得たのは農業界の支持によるところが大きい。バイオ燃料

は当初から農産物の需要創出の意味合いが強く、農業界は使用義務量の法制化を主導した部門の一つであった。炭素クレジットについても当初懐疑的であった農業団体の姿勢は、新たな収入源として期待が高まるとともに積極化し、20年には環境団体と共同の政策提言を公表するまでになった。

バイオ燃料の振興策は温室効果ガスの排出量を加味して気候変動対策の性格を強め、大豆を中心とするディーゼル系燃料が高度バイオ燃料として促進の対象となった。

バイデン政権下でなされた取組みは大きく4点に整理できる。第一に、気候変動対策を農業法の保全プログラムに追加し、そのための新たな予算を確保することである。第二に、バイオ燃料の税控除に排出削減率を組み込み、温室効果ガスの削減手段としての効率を高めることである。第三に、農業の炭素市場への参加促進である。そして第四に、バイオ燃料の航空・船舶での利用促進である。これは自動車の電動化によって縮小するバイオ燃料需要を引受ける手段でもある。

これらの実施・実現時期は第二次トランプ政権の開始と重なった。新政権が気候変動対策から撤退するなかで多くの政策が廃止ないし中止されたが、農業分野では必ずしもすべてが失われたわけではない。第一に、農業法の保全プログラムは恒久的な拡大がなされた。気候変動対策専用の施策は廃止されたものの、保全プログラムの対象となる取組みの相当部分は温室効果ガスの

削減・吸収効果を有している。第二に、2025年予算調整法による改正後も、バイオ燃料の税控除は温室効果ガスの削減効果に連動する仕組みが続いている。その核心部分を維持したまま、要件の緩和（間接的土地利用変化の算入廃止）や国産化によって国内農業・農村振興の効果を高めようとしている。第三に、炭素市場への参加促進策は停止状態とみられるが、法律が改正されたわけではなくいつでも再開が可能である。そして第四に、バイオ燃料の航空・船舶向け利用は抑制の方向となったが、自動車の電動化抑制と整合的であり、いずれも元に戻すことは可能である。

Z45税控除はバイオ燃料製造業者向けであるが、排出削減効果のある原料農産物は高い控除額を得られるため、農業者からの買入に割増価格が支払われる可能性がある。業界は詳細規則の制定を待っている段階である。実現すれば農業者に新たな収入源を提供し排出削減の取組みを促進する仕組みとなるであろう。特に不耕起・減耕起は既にトウモロコシ・大豆生産農業者にある程度普及しているため広く活用される可能性がある。

このように、保全プログラムの積増予算の多くと、バイオ燃料税控除の中核的な機能は維持されている。他の2つの政策も停止されているが失われたわけではない。このような対応がなされている大きな理由の一つは、農業界および関連業界（バイオ燃料、炭素クレジット市場、石油業界など）がこれらの政策を支持していることである。

う。ちなみに農業界と石油業界はバイオ燃料を巡って長く敵対関係にあったが、近年はエンジン車の維持（つまり自動車電動化への不支持）や持続可能航空燃料の推進で利害が一致し、ある程度の協力関係ができている。

そうした観点から興味深いのは、農務省が25年末に発表した再生型農業パイロットプログラムである。推奨される取組みは被覆作物や不耕起・減耕起であり、トランプ政権が廃止した気候スマート農産物パートナーシップと似通っている。初年度予算7億ドルの財源は、既存の保全プログラム（環境良質奨励プログラム（EQIP）4億ドル、保全管理プログラム（CSP）3億ドル）である（25年12月10日報道発表）。この7億ドルという金額は、2022年インフレ削減法による保全プログラムの25年予算積増額から、2025年予算調整法による削減額を除いた額（8億ドル）に近い。これによってインフレ削減法が導入した保全プログラムの気候変動対策を、土壌再生に転換することになるのかもしれない。

また、保全プログラムによる土壌再生の取組みには温室効果ガスの排出削減効果があるため、Z45バイオ燃料税控除の対象となる可能性があるのではないかと。少なくともZ45にそれを禁ずる規定はないようである。

また、保全プログラムの追加予算が気候変動対策を目的としなくなった結果、保全プログラムの取組みで温室効果ガスの排出削減効果があるものは、その効果に対して

保全プログラムから支払いを受けないので、炭素クレジットの対象にできる可能性が増したのではないか。保全プログラムの参加者は、環境サービス市場から報酬を得ることが法律で認められている（16 U.S.C. § 3844 (o), 2024）。クレジットの用語でいう追加性（炭素クレジットの資金によって取組みが実現すること）は満たさないものの、前編で述べたとおり2023年統合歳出法で農林業クレジットの対象となる活動の中には、保全プログラムに関連する取組みが含まれている。今後の具体化が待たれる。

このように今後は保全プログラム、バイオ燃料、炭素市場の3つが連携して農業者に新たな報酬を提供しながら農業のグリーン化を進めていく方向性が見えてきたように思われる。業界の支持を得ながら、新たな予算も獲得したうえでここまで進めてきたことは大きな成果と言えよう。ただしそうした連携が実際に機能するかどうか、また45Z税控除は気候変動対策であるため、現政権が引き続き容認するかどうかは未知数である。

(2) 農業への配慮と農業法

米国の農業は中長期にわたる国際貿易上の地位低下と、足元の農産物安値・生産費高止まりに直面している。農業関係者と農村を重要な支持基盤の一つとするトランプ政権と、上下両院で多数派となった共和党はその改善に努めねばならなかった。

トランプ農政は関税問題で始まった。当初は農業者の期待が高まったものの、中国

との交渉が有利に運ばず、景況感や米国の進む方向に対する評価に陰りが現れた。中国側が前回の貿易戦争以来、大豆を交渉の材料としている以上、農業への影響を回避することは難しかったであろう。政権はそれ以外の国との交渉成果を強調しているものの、その効果が26年11月の中間選挙に間に合うとは限らない。貿易政策以外でも、農業部門における外国人労働者の確保対策も打ち出せない状態が続いている。

それを埋め合わせて農業へのてこ入れを図るには、バイオ燃料や農業法、そして臨時の補助金が重要である。バイオ燃料については大豆など国内農産物の需要拡大につながるため、行政府の裁量でディーゼル系燃料の使用義務量を拡大するとともに、輸入の冷遇により国産化を促進する提案を行った。

そして農業法は予算調整法によって農業所得安定化政策の予算を大幅に増やし、不足払いと販売支援融資の政策価格を引上げ、作物保険の軽微損失補償を拡充した。特に不足払いの参照価格は、実質的に2055年までという従来の農業法の枠組みにない長期の引上げ規定が追加された。くわえて、引上げられた不足払いが支払われるまでの間をつなぐ臨時補助金の財源を確保した。これらによって既に発生していた農業経営不振と、関税問題による損失を相当程度補てんすることができる。農業法では（インフレ抑制法による）保全プログラムの拡大予算もかなりの程度維持されたため、農業向けの予算は2018年農業法の制定

当初と比べて大幅な増額（25年～29年は2割増、30年～34年は4割増）となった。

一方、食料援助のSNAP予算はその3倍もの規模で削減され、その多くは予算調整法における減税など他の政策部門の財源となり、残りは農業向け予算の増額を賄うために用いられた。そのため半世紀前から続いていた民主党との共闘関係は崩壊し、新たな農業法を成立させる目途は立っていない。予算調整法の対象に含まれなかった多数の政策は、1年ごとに期間延長を繰り返しており、必要な改正を行い、5年間の安定した予算を確保することができずにいる。なお、SNAPの予算規模は削減されたとはいえそれ以前の30年にわたり数倍に拡大していたため、食料援助（栄養プログラム）は引き続き農業法の予算の7割以上を占める見込みである。

一連の動きによって、①農業法をめぐる共和・民主両党の合意形成の放棄や、②農業法の部分的な期間延長と予算拡大、きわめて長期にわたる政策価格の引上げ、そして第一次トランプ政権以来繰り返されている③大規模な臨時の直接支払いなど、農業政策の策定方法は大きく変わった。民主党も、インフレ抑制法で②に着手し、バイデン政権で③を継続してこの変化に関与している。こうした傾向にある程度の慣性が働くとしても、それが長期的な変化を意味しているのかどうかはまだ定かではないと思われる。

さらに当面の所得補てんとは別に、農務省の人員の地方分散は本省の機能や産地と

の関係に長期にわたる影響を及ぼす可能性があるだろう。

第2次トランプ農政の最初の1年間は多くの出来事があり、予測不能かつ異例の展開も目立った。それは26年の最初の2か月も変わっていない。25年からの流れを受けた動きとしては、最高裁によるトランプ関税の違憲判決と、下院農業委員会の2026年農業法案提出、そして追加的な臨時直接支払いの財源調達に関する議論がある。そして既に新たな動きとして、環境保護庁による温室効果ガスの危険認識の撤回と、米国から軍事攻撃を受けたイランによるホルムズ海峡の封鎖と肥料・燃料の価格高騰が生じている。引き続き注視する必要がある。

<参考文献>

- ・平澤明彦 (2026) 「米国農政のグリーン化と農業法の動向—前編 2000年代以降の流れ—」『農林金融』第79巻、第3号、2～22頁、3月
- ・平澤明彦 (2009) 「アメリカ バイオ燃料による政策の転換」、『変貌する世界の穀物市場』家の光協会、10～42頁
- ・阮蔚 (2026) 「大豆が映し出す世界食料貿易の分断—中・伯の連携と米国のエネルギー転換—」『農林金融』第79巻、第4号、4月
- ・Congressional Research Service (CRS) (2025a) “The Reconciliation Process:Frequently Asked Questions”, *CRS report*, R48444, March 6.
- ・Congressional Research Service (CRS) (2025b) “Budget Reconciliation Measures Enacted into Law Since 1980”, *CRS report*, R40480, updated July 29.
- ・Congressional Research Service (CRS) (2025c) “The Farm Bill after FY2025 Budget Reconciliation:Frequently Asked Questions”, *CRS report*, R48775, Dec 18.
- ・Congressional Research Service (CRS) (2020) “Relocation of the USDA Research Agencies:

- NIFA and ERS”, In Focus, IF11527, May 1.
- Environmental Protection Agency (EPA) (2025) “Renewable Fuel Standard (RFS) Program:Standards for 2026 and 2027, Partial Waiver of 2025 Cellulosic Biofuel Volume Requirement, and Other Changes,” Federal Register, 90 (115), pp.25784-25871, 17 June.
 - Schnitkey, Gary *et al.* (2026) “SCO and ECO Choices in 2026”, *farmdoc daily*, 16 (16), February 3
 - Secretary of Agriculture (2025) “Department of Agriculture Reorganization Plan”, Secretary Memorandum:SM 1078-015, July 24.
 - United States, Department of Agriculture (USDA) (2025) “Frequently Asked Questions- USDA Reorganization”, October 29, 2025
 - USDA-Office of Inspector General (USDA-OIG) (2025) “U.S. Department of Agriculture Staffing Levels”, OAI Report 25-064-01,

December 17, 2025.

- U. S. Energy Information Administration (US-EIA) (2025) “U.S. biodiesel and renewable diesel imports fall sharply in 2025 after tax credit change,” Sep 4, 2025
- United States Trade Representative (USTR) (2026) “2026 Trade Policy agenda and 2025 annual report of the president of the United States on the trade agreements program,” Feb.
- Zulauf, Carl *et al.* (2024) “Examining the Restriction on Using SCO Insurance for Acres in ARC,” *farmdoc daily*, Vol.14, Issue 154, August 21.

(ひらさわ あきひこ)



大豆が映し出す世界食料貿易の分断

—中・伯の連携と米国のエネルギー転換—

理事研究員 阮 蔚 (Ruan Wei)

〔要 旨〕

1995年以降、大豆は食肉需要の急増を背景に小麦・トウモロコシと並ぶ戦略的コモディティへと変貌した。かつて日本が政府開発援助（以下ODA）により開拓したブラジル・セラード地帯は、日米貿易摩擦の影で日本への輸出が制限される一方、のちに中国の巨大市場と結びつくことで「世界の穀倉」へと成長を遂げた。トランプ政権以降、大豆は米中対立の「外交カード」として翻弄され、25年には重層的な関税合戦により米国産の対中輸出が一時停止する事態を招いた。これに対し米国は、バイオ燃料向けの国内需要を創出することで対中依存からの脱却を図り、中国の交渉力を構造的に無力化させる戦略へと舵を切っている。大豆をめぐる攻防は、米中デカップリングの加速と世界経済のブロック化という、現代の地政学的分断を鮮明に映し出している。

目 次

はじめに

1 大豆が引き起こした世界食料貿易のパラダイムシフト

- (1) 「小麦主導」から「三つ巴」の構造へ
- (2) 米・中・伯で盛り上げてきた世界の大豆貿易
- (3) 73年「大豆禁輸」の衝撃と日伯セラード農業開発の胎動
- (4) 日米貿易摩擦の影
—ブラジル産大豆の輸入拡大を阻んだ政治の論理—

2 トランプ政権に対抗した中国の大豆「脱米国」とブラジル・シフト

- (1) 米・中・伯の「大豆トライアングル」の揺らぎ
- (2) 「第一段階の合意」による一時的な輸出回復

(3) 再びのトランプ関税に対抗する中国の大豆「脱米国」

(4) ブラジルのグローバル大豆覇権の確立

3 バイオ燃料化で国内市場拡大を目指す米国大豆

- (1) 米国によるグローバルサウスへの輸出拡大とその限界
- (2) 米国農業支持政策の下で過剰生産の常態化
- (3) 輸出より国内需要の創出と地政学的脆弱性の克服
- (4) トウモロコシ・バイオ燃料政策の進化と対中戦略
- (5) 大豆の戦略的エネルギー化と対中交渉力の無力化

むすび

はじめに

1990年代後半から現在に至る30年間、世界の食料貿易構造はかつてない地殻変動を遂げた。その最大の原動力は、グローバル化の奔流の中で大豆が戦略的コモディティとして飛躍を遂げ、小麦やトウモロコシと並ぶ、あるいはそれらを凌駕する主役へと躍り出たことにある。

かつて世界最大の大豆輸入国であった日本を、圧倒的な経済成長を背景に中国が瞬く間に抜き去り、巨大な「胃袋」として国際市場に君臨した。この中国という重力に対し、米国とブラジルは増産競争を繰り広げ、グローバルな大豆需給はこれら特定のアクターによる局所的な相互依存の上に築かれることとなった。

2017年に誕生した第一次トランプ政権は、戦後の多国間自由貿易体制（WTO）に決別を告げた。米国は対中貿易赤字の是正に向け、一方的な課税を武器とした「直接交渉（ディール）」へと舵を切ったのである。この地政学的対立において、大豆は単なる穀物の枠を超え、国家間の緊張度を測るバロメーターとなり、かつ相手を揺さぶる外交上のカードへと変質した。

中国は米国との交渉を有利に進めるように、米国産大豆の輸入を政治的調整弁として利用しつつ、供給源をブラジルへと戦略的にシフトさせた。これにより、かつて共存していた米中伯のトライアングル関係は崩れ、米国は自国産大豆の出口戦略として

「バイオ燃料への転換」や、東南アジア・アフリカといったグローバルサウスの開拓という、新たな戦略的自立の道を模索し始めるに至ったのである。

本稿では、1995年から2025年におよぶ大豆貿易の構造変化を多角的に考察する。日本、米国、中国、ブラジル、そしてグローバルサウス。これら各アクターが地政学的・経済的合理性に基づいてどのような行動を選択し、その結果、世界の食料貿易がいかにして現在の「分断」「経済ブロック化」という隘路に迷い込んだのかを明らかにしていく。

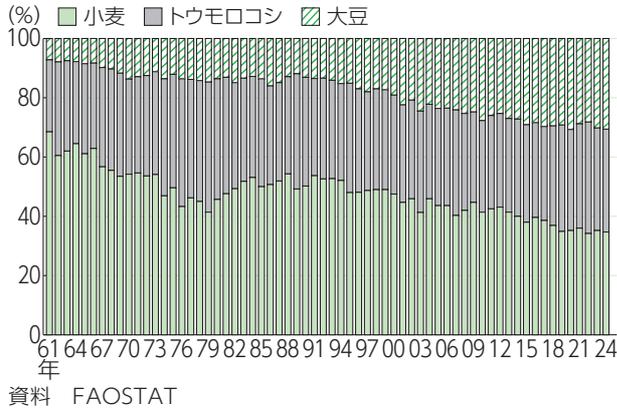
1 大豆が引き起こした世界食料貿易のパラダイムシフト

(1) 「小麦主導」から「三つ巴」の構造へ

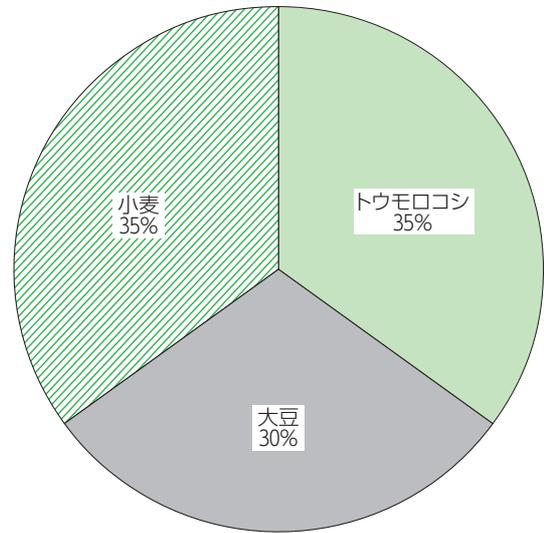
歴史的に世界の食料貿易は、広範な地域で主食とされる小麦がけん引してきた。小麦、トウモロコシ、大豆の3大食料の構成比をみると、95年まではほとんどの年で小麦が輸出量の5割以上を占め、次いでトウモロコシが3～4割、大豆はわずか1割程度という構造が常態化していた（第1図）。

しかし95年を境に、大豆の貿易量は爆発的な拡大を見せる。95年の3,293万トンから24年には1億7,866万トンへと、約30年間で5.6倍に急増した（第2図）。同期間、小麦は2.0倍、トウモロコシは2.6倍の成長にとどまっており、大豆の成長スピードは他の穀物を圧倒している。

第1図 世界3大食料の輸出量構成



第3図 世界3大食料の輸出量構成 (2024年)



資料 第1図に同じ

第2図 世界3大食料の輸出量



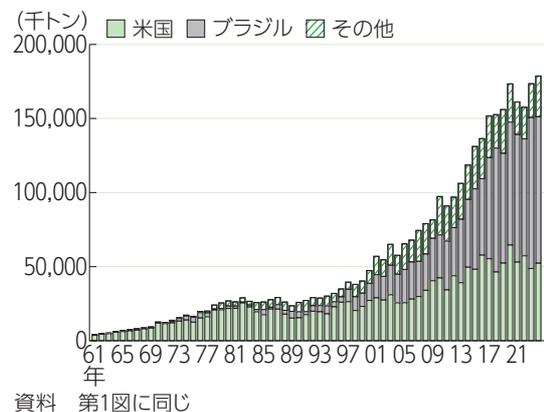
第4図 世界上位10か国の大豆輸入量



この結果、24年時点の輸出量を小麦を100とした指数で比較すると、トウモロコシが100.0、大豆が88.2となり、食料貿易はかつての「小麦一強」から「三つ巴」の構造へと変貌を遂げた（第3図）。特筆すべきは、この大豆貿易の急拡大が、需要側の中国、供給側の米国・ブラジルという限定された3か国間の相互依存によって築かれた点である（第4図と第5図を参照）。

大豆をめぐる国際市場は、世界的な需要増に対応した普遍的な広がりではなく、特定の国々による局所的なダイナミズムが生んだものである。これは、中国の台頭のイ

第5図 世界大豆の輸出構造



ンパクトの大きさを物語っており、石油や鉄鉱石などコモディティ全般で起きたことと共通している。

(2) 米・中・伯で盛り上げてきた世界の大豆貿易

a 中国の戦略的選択

—食肉自給と飼料大豆輸入の決断—

90年代、中国は改革開放に伴う経済成長と所得向上により、食生活が大きく変化し、食肉需要が急増した。これに伴い、家畜用飼料の確保が国家的な課題となった。当時、中国には「食肉を直接輸入する」か「飼料を輸入して国内で畜産を行う」という二つの選択肢があったが、指導部は後者を選択した。畜産業の育成による雇用創出と付加価値の増大が、経済成長に大きく寄与すると判断したためである。

また、人口規模に対して耕地面積が限られているという物理的制約も、この決断を後押しした。主食である米・小麦の自給（食料安全保障）を最優先するため、国内の限られた耕地と農業用水をこれら主食作物に割り当て、次いでトウモロコシの作付けを優先した。その結果、不足するタンパク質飼料（大豆）については、国内増産ではなく輸入に全面的に依存するという戦略的方针を固め、96年に大豆輸入の自由化に踏み切ったのである。

b 米・中・伯による「大豆トライアングル」の形成

中国の大豆輸入量は、95年の29万トンか

ら25年には1億1,183万トンへと、約380倍という驚異的な膨張を遂げた。かつての世界最大の大豆輸入国であった日本の存在感は低下し、中国一国が世界の貿易量を左右する状況となった（第4図を参照）。実際、世界の大豆輸入量に占める中国のシェアは、95年の0.9%から、12年以降は60%前後という圧倒的な水準で推移している。

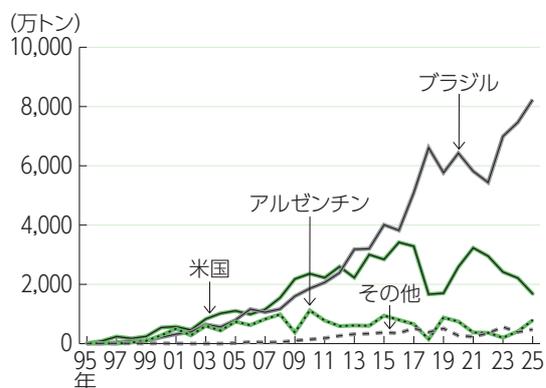
この中国の巨大な需要をまず支えたのは米国であったが、00年代に入るとブラジルが急速に台頭した（第6図）。中国の米国産大豆の輸入量はトランプ政権第一期が始まる17年まで、3,000万トン台まで拡大し続けた。同時にブラジル産大豆の輸入量は13年まで3,000万トン台へ、17年まで5,000万トン台へと、米国産を上回るスピードで拡大し続けた（第7図）。中国の需要拡大ペースは米国の供給余力を上回り、それが世界的な大豆価格の押し上げと下支え要因となった。この市況の強含みがブラジルの農家を刺激し、未利用の広大な耕地を活用した大增産を誘発したのである。

第6図 中国大豆の輸入先と輸入量
(1995～2005年)



資料 FAOSTAT、中国海関総署

第7図 中国大豆の輸入先と輸入量
(1995～2025年)



資料 第6図と同じ

このブラジルの躍進の背景には、70年代から始まった日本とブラジルの共同開発プロジェクト（プロデセール）によるセラード地帯の農地開拓という歴史的布石がある。ここではこのプロジェクトを少し遡ってみる。

(3) 73年「大豆禁輸」の衝撃と日伯セラード農業開発の胎動（注1）

a 複合的要因による「大豆ショック」の発生

日本が79年から開始した「日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）」、その決定的な引き金となったのは、73年にニクソン政権が断行した大豆輸出禁止措置であった。この歴史的混迷の背景には、複数の偶発的要因が重なったことがある。

第一に、当時、世界の畜産業において主要なタンパク源飼料であったペルー産魚粉（アンチヨビ）が、大規模なエルニーニョ現象による記録的不漁に見舞われたことである。これにより、世界中の需要が大豆へと

一斉にシフトした。第二に、当時のソ連の深刻な不作である。72年に前年比51.8%の減産を記録したソ連は、突如として米国などからの調達を開始。73年には輸入量を前年の2倍以上に拡大させた。

これらの需給逼迫を受け、シカゴの大豆相場はわずか半年で年初の2倍へと暴騰（第8図）。米国内の食料インフレを鎮静化するために、ニクソン政権は73年6月、事前通告なしに大豆および関連製品の輸出禁止（後に制限緩和）を電撃的に発表したのである。

（注1）本節の内容は独立行政法人国際協力機構（JICA）の「日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）」ホームページ内の資料を全面的に参考にした。

<https://www.jica.go.jp/overseas/brazil/activities/project/22.html>
(最終アクセス2026年3月15日)

特に下記の2冊を重点的に参考にした。

①JICA（2002年）『日伯セラード農業開発協力事業合同評価調査総合報告書』

https://openjicareport.jica.go.jp/807/807/807_703_11678497.html

②日伯農業開発協力株式会社編（2007）『日伯農業開発協力株式会社社史 ブラジル・セラード農業開発協力事業30年の記録』

https://www.jica.go.jp/overseas/brazil/activities/project/_icsFiles/afieldfile/2025/01/22/1000017137.pdf

b 日本を襲った「食卓の危機」と供給源多角化への決断

当時、すでに日本は大豆自給率が数パーセントに過ぎず、かつ輸入の8割以上を米国に依存する極めて脆弱な構造にあった。味噌、醤油、豆腐、納豆といった日本人の食の根幹を支える食材が危機に瀕したこの事態は、太平洋戦争直前の「対日石油禁輸」

第8図 シカゴ穀物と大豆先物価格(終値)
(1972~1975年)



資料 CBOT

にも比肩する国家的衝撃として受け止められた。

単なる経済的損失を超えた「食料安全保障」への深刻な懸念から、日本政府は世論に後押しされる形で輸入先の多角化を急いだ。その探索の果てに到達したのが、広大な未開拓地を抱え、日系移民による開墾の歴史があり、かつ増産意欲に燃えるブラジルであった。

c 不毛の地から「世界の穀倉」への挑戦

ブラジル中西部に広がる「セラード（ポルトガル語で「閉ざされた」の意）」は、ブラジル国土の25%（約2億ha）、日本全土の約5.4倍に相当する広大な熱帯サバンナ地域である。しかし、この地は極めて強い酸性土壌であり、カリウムやリンの欠乏、アルミニウム毒性などから、長らく農業不適地と見なされてきた。

この状況を打破したのは、40年代から始まった地道な土壌研究であった（注2）。

化学的性質の改良（石灰散布による中和等）によって農地化が可能であるとの確信を得たブラジル政府は、外貨獲得と国内食料供給の拡大を狙い、73年に入植事業を開始。75年にはブラジル農牧業研究公社（EMBRAPA）傘下にセラード農業研究所（CPAC）を設立し、技術革新を加速させた。

（注2） Camargo, F. A. O., Alvarez V., V. H., & Baveye, P. C. (2010). "Brazilian soil science: from its inception to the future, and beyond", *Revista Brasileira de Ciência do Solo*, Vol. 34, No. 3.
<https://www.scielo.br/j/rbcs/a/m3zzBkPGTHMXZJRMxfyymXg/?format=html&lang=en>
(最終アクセス2026年3月15日)

d 農業ODA史上最大のプロジェクト

「PRODECER」

ブラジルの開発ニーズと日本の調達先分散戦略が合致し、79年、日伯セラード農業開発事業が始動した。総事業費684億円（うち日本側ODAが279億円、民間資金が405億円）を投じたこのプロジェクトは、日本の

農業分野におけるODAとして過去最大規模となった。

01年までの22年間にわたり、ミナス・ジェライス州やマットグロッソ州など5州において21か所の開発拠点を設置。717戸の農家が入植し、34.5万ヘクタールの農地造成を実現した。入植農家の76.0%にあたる545戸は85～93年の第二期事業期間に集中した（注3）。

（注3） JICA（2002年）『日伯 セラード農業開発協力事業合同評価調査総合報告書』の「要約」5～6頁。
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11678497_02.PDF
（最終アクセス2026年3月15日）

（4） 日米貿易摩擦の影

—ブラジル産大豆の輸入拡大を阻んだ政治の論理—

a 「20世紀の奇跡」の裏に潜む 累積債務問題

日本とブラジルの官民が総力を挙げたセラード開発（PRODECER）は、土壌改良、熱帯用品種の開発、不耕起栽培、輪作体系の確立といった技術革新により、不毛の大地を世界有数の穀倉地帯へと変貌させた。これは「20世紀の農業開発の奇跡」と称賛されるべき成果であった。

しかし、その成功の影で、入植農家の経営は困窮を極めていた。「農家経営については、第2期および第3期事業の入植農家の多くは累積債務が多額となり返済が困難状況に陥っている」（注4）という大きな課題がプロジェクト終了間近まで存在していた。

この経営悪化の要因は、当時のブラジル国内のハイパー・インフレや高金利政策といったマクロ経済の混乱に求められがちだが、その本質的な原因には「日本がブラジル産大豆の輸入を増やさなかったこと」がある。

（注4） 注3と同じ「要約」8頁。

b 政治に翻弄された大豆

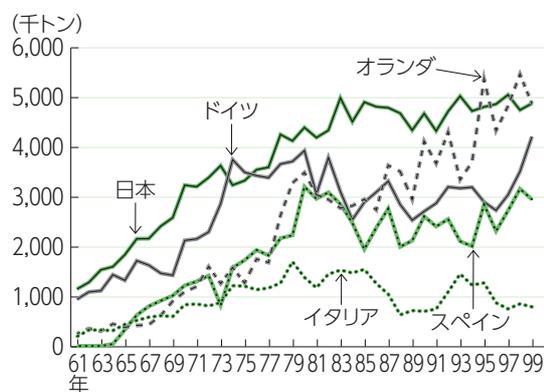
—多角化の理念を飲み込んだ

「対米配慮」の力学—

大豆の調達先分散という大義名分で始まったプロジェクトであったが、現実の日本は一貫して米国産大豆への依存を続けた。73年から93年までの20年間で、日本の大豆輸入量は363万トンから503万トンへと約38%拡大し、日本は世界最大の大豆輸入国であり続けた（第9図）。しかし、その輸入先の8割以上は依然として米国が占め、セラード産の受け皿となることはなかった（第10図）。

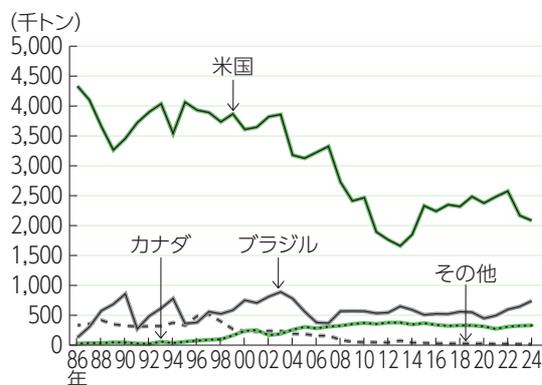
なぜ、日本は自ら拓いたブラジルの大豆

第9図 1990年代までの世界上位5か国の大豆輸入量



資料 第1図に同じ

第10図 日本大豆の主な輸入先と輸入量



資料 第1図に同じ

を輸入できなかったのか。その背景には、80年代にピークに達した日米貿易摩擦がある。当時、日本は自動車、鉄鋼、半導体などの輸出急増により、巨額の対米貿易黒字を抱えていた。米国からの猛烈な市場開放圧力に対し、日本は「政治的譲歩」を余儀なくされていた。自動車や半導体での輸出自主規制（VER）、円安から円高への転換を促したプラザ合意（85年）、現地生産の加速、関税撤廃や非関税障壁の撤廃など市場開放と米国からの輸入拡大など、である。

大豆は米国から輸入できる農産物の中核の一つである。日本にとって、ブラジル産への切り替えは対米関係をさらに悪化させるリスクであり、戦略的な「多角化」を実行に移す政治的余裕は残されていなかったのである。大豆は政治に翻弄された象徴である。

c 日系農家の苦闘と「出稼ぎ」という

帰結

本来得られるはずの市場を失ったブラジルの大豆価格は低迷し、入植農家は販売収

入で生産経費や借入利息を賄えない「債務の固定化」に直面した。この窮状を打開するため、多くの日系入植農家やその家族は、生活維持と債務返済のために日本への「出稼ぎ」を選択せざるを得なくなった。

90年代初頭、日本への日系ブラジル人労働者は22万人に達したが、そのうち7～8万人は農家出身者であったとされる。これは当時のブラジルにおける日系農業従事者の約3～4割に上る異常事態であった（注5）。残された農家も経営の多角化（コーヒー、ゴム、綿花、果物、畜産など）を模索したが、^{かんがい}灌漑設備等のインフラ不足もあり、1990年代半ばまで厳しい低迷期が続いた。

（注5）日伯農業開発協力株式会社編（2007）『日伯農業開発協力株式会社社史 ブラジル・セラード農業開発協力事業30年の記録』第5章第3節4頁（通編では427頁）

https://www.jica.go.jp/overseas/brazil/activities/project/_icsFiles/afieldfile/2025/01/22/1000017137.pdf
（最終アクセス2026年3月15日）

d 救世主としての中国の登場

日米貿易摩擦を背景にしたセラード入植農家の窮地を救ったのは90年代後半に大豆輸入国として突如、登場した中国である。

日本が巨額の資金と技術を投じてブラジルとともに開拓したセラードの広大な供給能力は、米国の圧力の下で放置せざるを得なかった。皮肉にも、この「行き場を失ったポテンシャル」は、中国という新たな「巨大な胃袋」と結びつくことで開花した。これが今日、米中関係をも左右し、ブラジルと中国を結ぶ「大豆の橋」の歴史的起点

となったのである。

2 トランプ政権に対抗した中国の大豆「脱米国」とブラジル・シフト

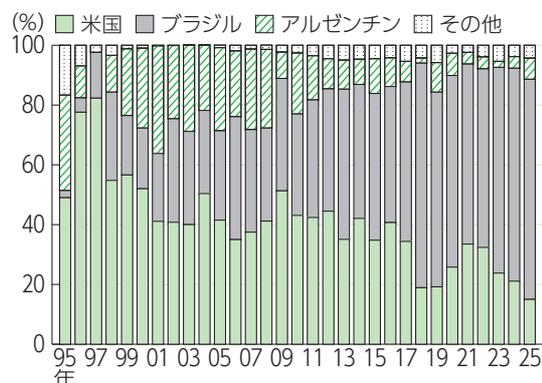
(1) 米・中・伯の「大豆トライアングル」の揺らぎ

96年に中国が大豆輸入大国として台頭して以降、ブラジルと米国の両国は順調に対中輸出を拡大し、世界の需給を支えてきた。しかし、トランプ政権の誕生とそれに伴う米中貿易摩擦が、この安定した二極供給構造を根底から揺さぶった。中国にとって、米国の関税攻勢に対抗し得る強力な経済的対抗手段は、米国産大豆の輸入制限である。

トランプ政権は18年以降、中国製品に対し断続的に高率関税を課し、中国もこれに応酬する形で対抗措置を講じて「貿易戦争」が開始された。18年7月、中国は米国産大豆に25%の上乗せ関税を発動。その結果、同年の米国産大豆の輸入量は1,664万トンと、前年の3,285万トンからほぼ半減し、中国の全輸入量に占める米国のシェアは初めて10%台にまで急落した（第11図）。

この空白を埋めたのがブラジルである。中国は調達先をブラジルへ一気にシフトさせ、同国からの輸入量は前年比29.8%増の6,608万トンへと急増（第7図参照）。中国市場におけるブラジル産のシェアは75.1%へと躍進した。一方で、ブラジルの大豆輸出総量に占める中国向けの比率も82.3%という過去最高水準に達し、両国の相互依存体制が

第11図 中国大豆の輸入量構成



資料 第6図と同じ

決定的なものとなった。

(2) 「第一段階の合意」による一時的な輸出回復

その後、米中両国は交渉の末、20年1月に貿易停戦となる「第一段階の合意」に達した。この合意の柱は、中国による対米輸入額の拡大であり、20年と21年の2年間で、農産物を含む輸入額を貿易摩擦前の17年実績より2,000億ドル以上拡大することが義務付けられた。そのうち、農産物には年間平均400億ドルの購入枠が割り当てられた。

この政治的合意を背景に、20年の対米大豆輸入量は前年比52.1%増の2,589万トン、21年には3,230万トンへと回復し、貿易摩擦前のピーク水準をほぼ取り戻した。大豆のみならず、トウモロコシやソルガム、豚肉などの対米輸入も大幅に拡大した。

ここで注目すべきは、中国が米国からの輸入を回復させた20～21年においても、ブラジルからの輸入量を過去最高水準（18～19年並み）で維持し続けていた点である。

中国は、将来的にトランプ政権（あるいは

はその後継政権)が再び対中高率関税を発動する事態を想定し、その際にいつでも「大豆カード」を切れる体制を固めておく必要があった。そのためには、米国からの輸入を「合意達成」のために再開しつつも、代替供給源であるブラジルの生産意欲を削がないよう、一定以上の輸入枠を確保し続ける必要があったのである。

(3) 再びのトランプ関税に対抗する

中国の大豆「脱米国」

a 25年果てなき関税合戦の応酬

中国の懸念は現実のものとなった。25年1月、政権に復帰したトランプ大統領は、再び関税攻勢をかけた。今回は中国だけではなく「全世界輸入対象への一律10%のベースライン関税」に加え、多額の対米貿易赤字を抱える57か国・地域を標的とした「相互関税」を導入した。中国に対しては当初34%の高率関税が課された。

多くの国々が2国間交渉と対米投資による妥協策を探るなか、中国は「全面对決」を選択。米国と同率の34%の報復関税を発動した。これに対し米国はさらなる報復として、関税率を34%から84%、さらには125%へと引き上げ、中国も同様の対米関税率を課して「関税合戦」へと発展した。

25年5月、米中はジュネーブでの交渉を経て一時的な「関税引き下げ合意」に達した。両国は125%まで跳ね上がった関税を当初の34%まで戻し、さらにそのうちの24%分の執行を90日間停止(実質10%の適用)することで合意した。この「時限的な休戦」は、

同年8月にさらに90日間延長されることとなった。

しかし、この休戦の裏側で別の戦線が開かれた。米国は中国からの合成麻薬フェンタニルの流入阻止を名目に、中国製品へ20%の追加関税を課し、これを25年11月まで維持した。

中国はこの措置への対抗として、25年2月に天然ガスや原油などのエネルギー資源、3月には農産物を中心とした「対抗関税」を矢継ぎ早に発動した。その結果、鶏肉や小麦などの穀物には15%、そして大豆や豚肉、牛肉などには10%の追加関税が上乗せされることとなった(注6)。

(注6) 税委会公告2025年第1号と第2号。

https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zgdwjmywg/art/2025/art_03616cd4d01649459007cebffed43eb8.html

https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zgdwjmywg/art/2025/art_a6c8e75b63db4ed19703e5248c5a2869.html

(最終アクセス2026年3月15日)

b 初の米国産大豆の対中「成約ゼロ」と現場の悲劇

この重層的な関税障壁により、米国産大豆が直面したコスト障壁は深刻なものとなった。中国による「ベースライン関税対抗(10%)」+「フェンタニル対抗(10%)」に、WTO協定の最恵国待遇(MFN)税率(3%)を加えた「23%」という関税は、米国産大豆の価格競争力を完全に奪い去ったのである。

その影響は、25年秋の収穫期に衝撃的な形で現れた。同年9月から4か月連続で、米国産大豆の対中輸出契約の成約が「ゼロ」

を記録したのである。これは96年の中国の大豆輸入自由化以降、初めての異常事態であった。

最大の輸出先を失ったイリノイ州やオハイオ州などの主要産地では、出荷の目処が立たない大豆によってサイロが満杯となり、行き場を失った収穫物が野積みして保管されるという悲惨な光景が広がった。

c 釜山合意

—再び「ディール」の象徴となった大豆—

25年10月30日、韓国・釜山で開催された米中首脳会談において、両国は関税戦争の「1年間休戦」で合意した。本合意の最大の動機は、26年の中間選挙を控えたランプ政権による「中西部農家の不満解消」という内政上の要請にある。

ホワイトハウスの発表によれば、中国は25年中に1,200万トン、26年以降の3年間で年間少なくとも2,500万トンの米国産大豆を購入することを約束した。25年分の1,200万トンについては、年末間近という時間的制約から期限が26年2月末まで延長されたが、中国側は国有企業を通じた買い付けにより26年1月半ばまでにこの目標を達成した。実際の船積みは26年5月頃までとされている。

d 残留する「13%の壁」と民間需要の消失

関税面では、双方が相互関税の24%分を暫定停止し、フェンタニル関連の追加関税

も一部取り消すなどの緩和措置が講じられた（注7）。しかし、米国の「10%ベースライン関税」に対抗する中国の報復措置は維持されており、米国産大豆には依然として計13%の関税が課されている。

この「13%」という関税率は、最恵国待遇（MFN）税率である3%だけが適用されるブラジル産等と比較して圧倒的なコスト劣位を意味する。実際、25年末から26年初頭にかけての米国産大豆の購入主体は、国有の中糧集団（COFCO）と中国储备糧管理集団（SINOGRAIN）に限定されており、純粋な経済合理性に基づいて動く民間企業の参入は皆無であった。この事実は、米国産大豆がもはや商業的な「商品」ではなく、外交上の「政治的物資」に成り下がったことを如実に物語っている。

（注7） 税委会公告2025年第9号
https://m.mof.gov.cn/zcfb/202511/t20251105_3975755.htm
（最終アクセス2026年3月15日）

(4) ブラジルのグローバル大豆覇権の確立

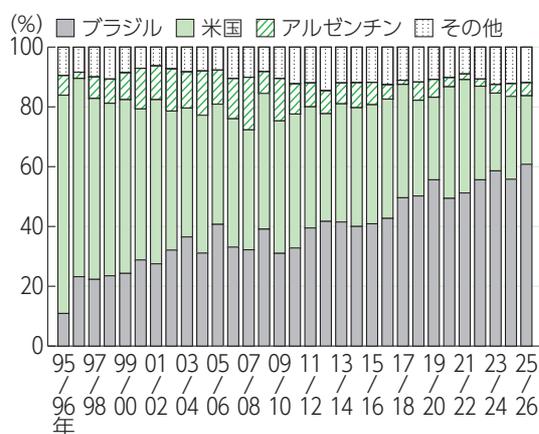
米中が政治的解決を模索する傍らで、大豆市場の構造変化は不可逆的な段階に達した。25年の中国の大豆輸入量は過去最高の1億1,183万トンを記録したが、米国産の輸入量は1,682万トン、市場シェアは15.0%と18年の水準まで下落した（第11図参照）。ブラジル産の輸入量は史上初めて8,000万トン台（8,232万トン）に乗せ、シェアは73.6%と圧倒的な地位を固めた。これにより、ブラジルの世界大豆輸出総量に占めるシェア

は25年度に初めて6割を突破（第12図）。ブラジルは名実ともに、世界の大豆需給を支配する「グローバル覇権国家」へと押し上げられたのである。

中国は依然として米国が再び対中高率関税を発動することを懸念している。釜山合意に基づく米国産大豆の買い付けは、あくまでトランプ政権の関税エスカレーションを抑えるための「一時的な保険料」にすぎない。中国は今後も、トランプ第一期および第二期で経験した供給網の脆弱性を踏まえ、ブラジルからの輸入を基軸とする「脱米国」路線を維持し続けるだろう。

ブラジル産による安定供給体制の確立と、米国産の「政治的調整弁」化。この二極化された構造こそが、米中対立を経て到達した、26年現在の国際食料貿易における「新しい現実」である。

第12図 世界大豆の輸出量構成



資料 USDA

3 バイオ燃料化で国内市場 拡大を目指す米国大豆

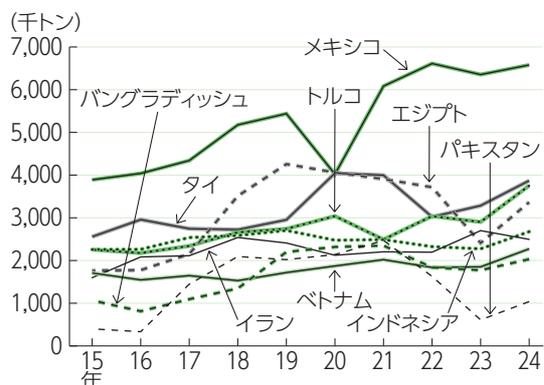
(1) 米国によるグローバルサウスへの 輸出拡大とその限界

対中大豆輸出が停滞する中、米国は戦略的な市場多角化を推進し、中国以外の国々への輸出拡大を模索している。その背景にあるのが、ベトナム、タイ、メキシコ、エジプト、トルコ、イラン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシアといった、いわゆる「グローバルサウス」諸国における大豆輸入の急増である。

15年から24年にかけての大豆輸入伸び率を概観すると、EU（15.7%増）や日本（2.2%減）といった成熟市場に対し、中国は28.6%増と堅調な伸びを示している。しかし、特筆すべきは「中国・EU・日本を除いた世界市場」の伸び率が99.4%に達し、中国の約3.5倍もの成長スピードを記録している点である。個別国別でも、パキスタン（159.6%増）、エジプト（90.7%増）、バングラデシュ（90.6%増）、トルコ（66.5%増）、イラン（56.2%増）、タイ（51.4%増）、ベトナム（33.1%増）と、かつての中国を彷彿とさせる爆発的な需要拡大が確認できる（第13図）。一方、中国の大豆輸入は近年、人口減少の開始や経済成長の鈍化に伴い、需要のピークアウトを迎えたとの見方が強まっている。

トランプ政権は、これらグローバルサウス諸国との関税交渉において、関税引き下

第13図 近年大豆輸入量急増の国々



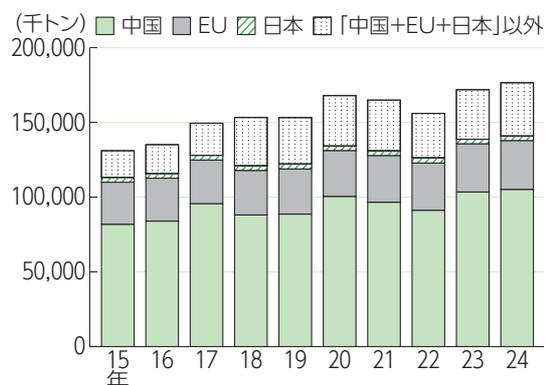
資料 第1図に同じ

げの条件として大豆をはじめとする農産物の輸入枠確保を要求する「バーター取引」的な戦略を強めており、輸出量のさらなる拡大が期待されている。

しかし、こうした新興市場への期待には慎重な見極めも必要である。「中国・EU・日本を除いた世界」の輸入総量は、近年の急拡大を経ても24年時点で3,564万トンにとどまり、依然としてその規模は中国（1億503万トン）の約3分の1にすぎない（第14図）。また、最大の競合相手であるブラジルは、米国を凌駕する増産余力と価格競争力を保持しており（阮（2016））、さらにアルゼンチン、ロシア、ウクライナなども生産拡大のポテンシャルを秘めている。

結論として、米国にとって中国市場の減少分をこれら新興諸国で完全に代替することは、短中期的に容易ではない。グローバルサウス市場の開拓は不可欠な生存戦略ではあるものの、中国という「巨大な単一市場」を失う穴を埋めるには、依然として高い障壁が存在している。

第14図 世界大豆の輸入量構造



資料 第1図に同じ

(2) 米国農業支持政策の下で過剰生産の常態化

a 米国農業政策の本質

—市場リスクの政府移転と増産インセンティブ—

米国の大豆生産は、たとえ輸出が停滞しても、生産量が大幅に減少しにくい構造的な特性を有している。その背景には、強力な農業支持政策の存在がある。米国の農政の本質は、農家が直面する経営リスクを「市場」から「政府」へと移転させる点にある。その中核をなすのが、価格損失補償（PLC）や農業リスク選択補償（ARC）（注8）、そして現在最も有力なセーフティネットとして機能している連邦作物保険である。これら三段構えの防波堤により、市場価格が低迷し本来ならコスト割れを起こす局面であっても、農家は経営破綻を免れ、次期作への生産意欲を維持できるのである。

また、高度に機械化された大規模農家の多くは、大型機械やサイロ、広大な農地取得に伴う多額の固定費（借入金）を抱えている。政府による所得補償が担保された環

境下では、農家にとっての合理的最適解は「単位当たりの固定費を希薄化させるために、最大限の増産を行うこと」となる。その結果、価格下落局面においても政府補填を前提とした生産効率の追求が優先され、供給過剰をさらに助長するという、市場原理とは逆行する動きが生じる。

(注8) PLCは不足払い型、ARCIは収入ナラシ型の直接支払である。

b 営農の合理的最適解

—大豆・トウモロコシの輪作体系—

さらに、大豆価格の低迷が直ちにトウモロコシ等への全面的な作物転換に繋がるわけではない。アイオワ、イリノイ、インディアナ各州などを含む中西部「コーンベルト」は、世界最大のトウモロコシ産地であり、米国全体で世界生産量の約3割（約4億トン）を占めるが、その8割がこの地域に集中している。

しかし、トウモロコシや大豆は他の畑作物と同様、連作障害による収量低下等のリスクを伴う。化学肥料や農薬の大量投入による「力技」の連作も不可能ではないが、それはコスト増と地力減退を意味する。そのため、中西部では長年の実践を経て、トウモロコシと大豆の輪作が極めて効率的な作物体系として定着している。

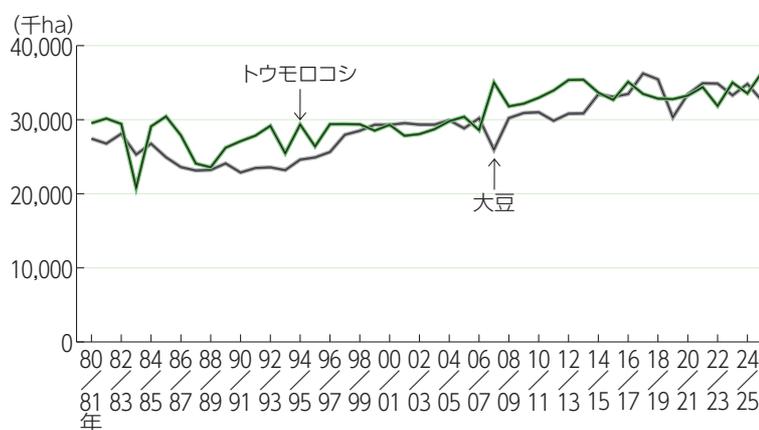
トウモロコシの栽培には大量の窒素肥料を要するが、大豆は根粒菌による窒素固定を行うため、土壤に窒素成分を

残す特性がある。翌年に同じ場所でトウモロコシを栽培することで、化学肥料の使用量を抑制できるのである。加えて、両作物はコンバインのヘッドを交換するだけで機械を共用でき、乾燥施設や穀物エレベーターなどのインフラも共通化されている。すなわち、この輪作体系は土壤の健康維持、資材コストの削減、既存インフラの有効活用を同時に実現する、収益最大化のための合理的スキームなのである。

c 価格変動に左右されない生産水準

所得補償と農業保険がリスクを吸収しているため、農家は価格変動に過度に怯える^{おび}ことなく、この効率的な輪作を継続できる。実際に、大豆とトウモロコシの収穫面積は80年以降、価格によって一部の微調整があったものの、おおむね同水準で推移している（第15図）。米国産大豆の生産量は単収の向上により21年度に過去最高の1億2,150万トンに達し、その後も今日まで1億1,000万トン超の高水準を維持している（第16

第15図 米国の大豆とトウモロコシの収穫面積



資料 第12図に同じ

図)。18年に生産量首位の座をブラジルに譲ったものの、依然として世界シェアの3割弱を占める巨大な供給源であることには変わりはない。

(3) 輸出より国内需要の創出と地政学的脆弱性の克服

輸出市場の拡大が限界をむかえるなか、現状の生産規模を維持しつつ農家を保護するためには、飼料以外の国内新規需要の開拓が不可欠となる。トランプ政権が推進する国内需要創出の柱が、バイオ燃料増産に向けた原料化である。この政策には、重層的な戦略目的が透けてみえる。25年11月からの米中関税停戦は、あくまで「1年間の時限的休戦」であり、その主眼は中国の輸入再開によって、政権の重要票田である中西部の農家を救済し、26年11月の中間選挙で勝利を収め、上下両院の多数派を維持することにある。

バイオ燃料による需要は規模が安定し、国際市況の影響を受けにくい。米国の原油生産はシェールオイルブームが落ち着きを

見せ、価格も安定しているため、バイオ燃料のシェア拡大が国内石油産業に致命的な打撃を与える懸念もほとんどない。むしろ中東情勢の緊迫化を背景に、地政学リスクの低いエネルギー源として再評価されている。大豆のバイオ燃料化は、「農家対策」「脱炭素（温暖化対策）」「米国産原油の輸出余力創出」という3つの利点を同時に追求できる戦略でもある。さらに重要なのは、米国にとって大豆の国内消費を拡大できれば、中国に輸入を乞うという戦略上の脆弱性を克服できるのである。

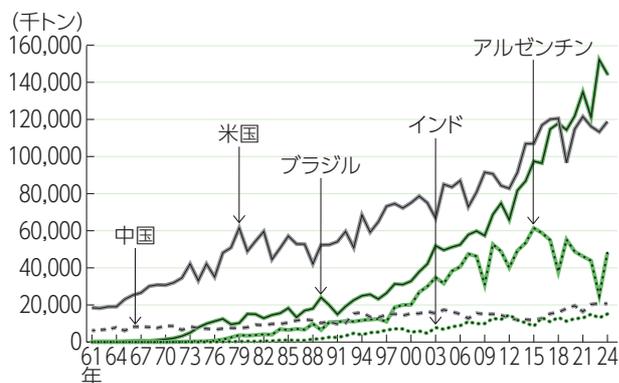
このバイオ燃料化促進策は、かつて20年前にトウモロコシで実施され成功を取めた政策の再現であり、農業とエネルギー安全保障を結ぶ鍵となっている（阮（2006））。ここで、トウモロコシにおけるバイオ燃料化の歴史を振り返ってみたい。

(4) トウモロコシ・バイオ燃料政策の進化和対中戦略

a 米中需給のミスマッチと国内需要の創出

米国が05年から推し進めてきたトウモロコシのバイオ燃料化政策は、実は中国の農業戦略と表裏一体の関係にある。96年の大豆輸入自由化以降、中国では食肉需要の急増に伴い、畜産用飼料の確保が急務となった。家畜飼料は主に「タンパク質飼料（大豆粕）」と「エネルギー飼料（トウモロコシ）」で構成される。中国は当時、大豆を輸入に委ねる一方で、トウモロコシについては国内増産による自給を維持する方針を

第16図 世界上位5か国の大豆生産量



資料 第1図に同じ

採った。

ここで米国にとっての構造的問題が生じた。前述のとおり、米国の中西部では大豆とトウモロコシの輪作体系が定着しているため、中国向け輸出大豆を増産すれば、必然的にトウモロコシの生産量も拡大する。しかし、中国が大豆のみを選択的に輸入し、トウモロコシを拒んだことで、米国市場ではトウモロコシの供給過剰が常態化した。中国以外の輸入需要も大きく増えなかった。輸出市場での吸収が困難となった余剰トウモロコシの需給を改善し、農家所得を安定させるための「出口戦略」こそが、米国国内でのバイオ燃料需要の創出であった。

b 再生可能燃料混合基準制度 (RFS) の導入とカーボンニュートラルの定義

05年、米国は「2005年エネルギー政策法 (EPAAct)」により大気浄化法を改正し、再生可能燃料混合基準 (RFS1) を導入した (注9)。これは製油業者や燃料輸入業者 (義務付け対象当事者: Obligated Parties) に対し、輸送用燃料へのバイオ燃料混合を義務付けるものである。各事業者は、毎年の「再生可能燃料使用義務量 (RVO)」を達成する必要がある。

バイオ燃料は、光合成によって大気中のCO₂を吸収・固定化した植物を原料とするため、燃焼時に排出されるCO₂と吸収量が相殺される「カーボンニュートラル」なエネルギーと定義される。代表格であるバイオエタノール (トウモロコシ由来等) やバイオディーゼル (大豆由来等) は、既存の輸送

用燃料のガソリンや軽油に混合して使用できる点が最大の利点である。

RFS1では、自動車燃料に含まれるバイオエタノール等の混合義務量を、06年の40億ガロン (約1,514万kl) から12年までに年間75億ガロン (約2,839万kl) へと段階的に拡大することが定められた (注10)。導入後、トウモロコシ由来バイオエタノールの生産は急増し、07年には生産量が約65億ガロンに達したことで、12年の目標値の達成が確実視される状況となった。

(注9) 「再生可能燃料混合基準 (RFS1)」は「2005年エネルギー政策法 (EPAAct 2005)」の第1501条 (Section 1501. RENEWABLE CONTENT OF GASOLINE.) 119 STAT.1069 (475頁) が、既存の「大気浄化法 (Clean Air Act)」を書き換える (改正する) 形で創設された。
EPAAct 2005

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-109publ58/pdf/PLAW-109publ58.pdf>
(最終アクセス2026年3月15日)

(注10) 「2005年エネルギー政策法 (EPAAct 2005)」119 STAT.1069 (477頁)

c RFS2への移行と「食料 vs 燃料」の調整

07年、さらなる普及拡大を目指して「2007年エネルギー自立・安全保障法 (EISA)」が成立し、制度は「RFS2」へと強化された。RFS2では22年までの総使用目標を360億ガロン (約1億3,626万kl) へと大幅に引き上げた (注11)。

特筆すべきは、食料需要との競合を避けるための「キャップ (上限)」の設定である。トウモロコシ等のデンプン由来エタノールについては、年間150億ガロン (約5,678万kl) を事実上の上限とし、残りの210億ガロン目

標値については「温室効果ガス（GHG）」削減効果がより高い「先進的バイオ燃料（Advanced Biofuel）」で賄う構造とした。

RFS2では、ライフサイクルアセスメント（LCA）に基づき、原料の生産から輸送、燃焼に至るまでの温室効果ガス排出量を測定している。トウモロコシ由来エタノールは、石油由来ガソリン比で20%以上の温室効果ガス削減が認められる「従来型バイオ燃料」に分類されるが、農地転換に伴う「間接的土地利用変化（ILUC）」等の影響もあり、50%以上の削減が条件となる「先進的バイオ燃料」の基準を満たすことは難しい。この環境性能上の制約と食料優先の観点から、トウモロコシ由来の年間上限150億ガロンという枠組みがはめられている。

（注11）2007年エネルギー自立・安全保障法（EISA:ENERGY INDEPENDENCE AND SECURITY OF 2007）, “SEC.202. RENEWABLE FUEL STANDARD, 121 STAT.1521” (32頁)
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-110publ140/pdf/PLAW-110publ140.pdf>
 （最終アクセス2026年3月15日）

d 輸出依存からの脱却と市場価格の底上げ

この政策の結果、米国のトウモロコシ需給構造は劇的に変化した。トウモロコシ由来エタノールの生産量は、15年に148億ガロンと上限に近づき、16年以降今日まで、上限付近の150億～162億ガロンで安定的に推移している。

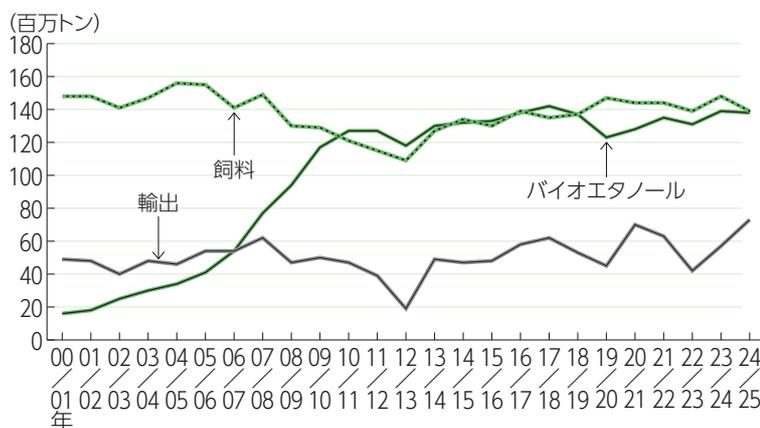
1 ブッシェルのトウモロコ

シから約2.8ガロンのエタノールが生産される計算に基づくと、近年、米国产トウモロコシの約35～40%にあたる1億3,000万トン台がバイオ燃料向けに充てられている（第17図）。これは輸出量の2～3倍に相当し、国内の主要な需要先である畜産飼料と肩を並べる規模である。

安定的な国内需要の確立により、かつて1ブッシェルあたり2ドル台に低迷していたトウモロコシ価格は3～5ドル台へと底上げされた。これにより、政府が価格補填を行う農業補助予算の大幅な削減にも成功した。また価格底上げの効果もあり、米国のトウモロコシ生産量は05年度の2億8,226万トンから15年度に3億4,551万トンへと22.4%増産し、その後3億5,000万トン台以上で維持されている。

法定目標量が設定されていた22年を過ぎ、23年以降はEPA（環境保護庁）が独自の裁量で義務量を決定する「セット権限（Set Authority）」フェーズに移行した。これにより、市場実態や最新の環境負荷デ

第17図 米国トウモロコシの用途別仕向量



資料 第12図に同じ

ータに基づき、エネルギー省（DOE）や農務省（USDA）と協議のうえ、毎年の「再生可能燃料使用義務量（RVO）」を策定・運用している。

(5) 大豆の戦略的エネルギー化と対中交渉力の無力化

a RFS [Set 2 Rule] による次世代目標の設定

05年の制度開始から20年を経た25年6月、米環境保護庁（EPA）はRFSプログラムに基づく「2026～2027年混合基準量案（Set2Rule）」を公表した（注12）。この基準案の最大の変更点は、石油ディーゼル等への混合が義務付けられる「バイオマス由来ディーゼル（BBD）」の目標値を大幅に引き上げたことにある。具体的には、26年に56.1億ガロン、27年には58.6億ガロンに設定された。特に26年の目標値は、25年の33.5億ガロンから約67.5%という驚異的な増分となっ

ており、政策的なアクセラが強く踏み込まれた形となった（第1表）。

（注12）米環境保護庁EPA（2025）

“Renewable Fuel Standard (RFS) Program: Standards for 2026 and 2027, Partial Waiver of 2025 Cellulosic Biofuel Volume Requirement, and Other Changes” June 17, 2025

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/06/17/2025-11128/renewable-fuel-standard-rfs-program-standards-for-2026-and-2027-partial-waiver-of-2025-cellulosic>

（最終アクセス2026年3月15日）

b 「セルロースの欠損」を埋めるバイオマス由来ディーゼルの役割

07年のRFS2策定当時、先進的バイオ燃料枠の主役は草や木を原料とする「セルロース由来」が担うと期待されていた。しかし、商用化に向けた技術的・コスト的障壁を突破できず、計画は大幅に遅延している。この「セルロースの供給不足」によって生じた巨大なギャップを埋める現実解として、

第1表 米国再生可能燃料義務量(RVO)2023-2027年 推移表

項目(Category)	単位	2023(確定)	24(確定)	25(確定)	26(提案)	27(提案)
セルロース・バイオ燃料	10億RINs	0.84	1.09	1.38	1.30	1.36
バイオマス由来ディーゼル(BBD)	10億RINs	4.51	4.86	5.36	7.12	7.50
バイオマス由来ディーゼル(BBD)	10億ガロン	2.82	3.04	3.35	5.61	5.86
先進バイオ燃料	10億RINs	5.94	6.54	7.33	9.02	9.46
総再生可能燃料	10億RINs	20.94	21.54	22.33	24.02	24.46
従来型燃料(実質的義務量)	10億RINs	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00

資料 EPA(2025) “EPA’s Proposed RFS “Set 2” Rule, Ract Sheet: Set 2 Volume Requirements and RIN Reductions”

(注) 本表に「ガロン(物理的な体積)」と「RIN(クレジットとしてのポイント)」という二つの単位が併記されているのは、燃料の種類によって含まれるエネルギー量が異なるためである。

再生可能燃料基準(RFS)制度では、異なる燃料を公平に評価するための共通の物差しとして、「エタノール1ガロンが持つエネルギー量」を「1RIN」と定義している。バイオマス由来ディーゼル(BBD)は、エタノールよりもエネルギー密度が高く凝縮されているため、物理的な1ガロンに対して約1.6倍のRINが付与される仕組みとなっており、これを「等価係数」と呼ぶ。

しかし、EPA(環境保護庁)は2026年からの新ルール案において、輸入原料(外国産大豆など)から製造された燃料に対し、付与されるRINを50%削減する方針を打ち出した。これにより、米国内産原料のBBDには従来通り1.6RINが付与される一方、外国産原料のものはその半分の0.8RINへと評価が下がることになる。

2026年以降の統計値において、BBDのガロン数に対するRINの比率が従来の1.6から1.3付近へと押し下げられているのは、市場に流通する燃料の中に一定数の輸入原料由来が含まれることを想定し、それらを加重平均して算出した結果を反映しているためである。

バイオマス由来ディーゼルの混合義務量が引き上げられたのである。バイオマス由来ディーゼルはライフサイクルアセスメント(LCA) 評価において、石油由来比で70%以上の温室効果ガス削減効果が認められており、先進的バイオ燃料の基準(50%削減)を凌駕する脱炭素の切り札と位置づけられている。

c 再生可能ディーゼルと持続可能な航空燃料の台頭

バイオマス由来ディーゼルには、従来のバイオディーゼル(FAME)に加え、近年急増している「再生可能ディーゼル(RD)」、および「持続可能な航空燃料(SAF)」の3種が含まれる。

従来のバイオディーゼルは石油ディーゼルと一定割合の混合(B5/B20等)が認められている。それに対し、再生可能ディーゼルは水素化処理製法により石油ディーゼルとほぼ同等の化学的性質を持ち、互換性が高い。そのため、既存のエンジンやパイプライン等のインフラをそのまま利用できる「ドロップイン燃料」として、従来のバイオディーゼルを代替する勢いで普及している。

持続可能な航空燃料は再生可能ディーゼルの技術を航空分野に応用したものであり、給油インフラを改修することなく従来のジェット燃料と混合可能な、航空業界の脱炭素化における唯一の現実解となっている。

ここで、注目すべきはバイオマス由来ディーゼルの主要原料(植物油脂、廃食油、動物油脂)であるが、米国内においてはそ

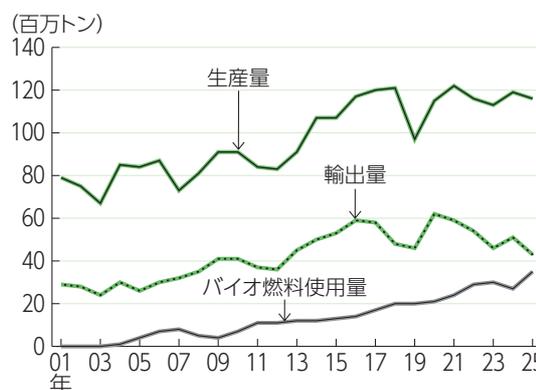
の3分の1では大豆油で賄われている(注13)。

(注13) 本号掲載の平澤論文「第1節」参照。

d 「貿易財」から「エネルギー原料」への構造転換

1 ガロンのバイオマス由来ディーゼル生産には約18kgの大豆が必要とされる。仮に26年の義務量をすべて米国産大豆で充足させると仮定した場合、必要量は約1億トンに達する。これは米国の近年の年間大豆生産量の約86%に相当する規模である。もちろん、全部米国産大豆から賄うことはない。実際に、24年度時点ではバイオマス由来ディーゼル向け消費は生産量の約25%(約3,000万トン)にとどまり、約5,100万トンの輸出余力を保持していた(第18図)。しかし、新基準案が施行されれば、米国産大豆は「輸出向けの国際商品」から「国内向けの戦略的エネルギー資源」へとその定義を劇的に変えることになる。これにより、米国は中国という巨大顧客への依存から脱却し、同時に農業経営の収益性と安定性を

第18図 米国の大豆の用途別仕向量



資料 第12図に同じ

高めることが可能となる。

e 本国優先主義の徹底と中国の「大豆カード」の無力化

米国政府は、この巨大な新需要を米国農家に確実に取り込ませるため、強力な保護主義的措置を検討している（注14）。それが、外国産原料や輸入燃料に対する「ハーフRIN」案である。RFS制度下では、義務対象者が達成証明として「RIN（再生可能識別番号）」というクレジットをEPAに提出する必要がある。新案では、外国産原料を用いたバイオマス由来ディーゼルに付与されるRINの価値を、米国産原料の50%に削減（ハーフRIN）することが盛り込まれた。これは事実上の非関税障壁であり、安価な輸入廃食油（UCO）や外国産バイオ燃料を市場から排除し、米国産大豆の利用を強制的に促す政策である。

本基準案は現在、大統領府（OMB）での最終調整段階にあり、26年3月末までに最終確定する見通しである。これが採択されれば、米国産大豆のグローバル貿易市場における存在感は減退し、代わって国内の「燃料」としての価値が支配的となるだろう。これは単なる農業政策の変更ではない。中国が対米外交の有力な武器としてきた「大豆の買い控え（大豆カード）」を構造的に無力化させる、高度な地政学的戦略なのである。

（注14）米環境保護庁EPA（2025）“EPA Proposes New Renewable Fuel Standards to Strengthen U.S. Energy Security, Support Rural America, and Expand Production of Domestic Fuels” June 13, 2025

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-new-renewable-fuel-standards-strengthen-us-energy-security-support-0>
（最終アクセス2026年3月15日）

むすび

「たかが大豆、されど大豆」。小さな豆の植物にすぎない大豆は、豊富なタンパク質と搾油によって得られる食用油によって人類の食を支え、農業においては豆科植物特有の根粒菌によって農地の地力を回復させる重要な役割を担ってきた。目立たない存在ではあるが、人類に対して非常に大きな貢献をしてきた。

その一方で、73年以降の半世紀超、大豆は日本、中国、米国をめぐる幾多の政治力学や貿易摩擦の渦中に巻き込まれ、激しい浮き沈みを経験してきた。しかし、この期間を通じて大豆は、生産量・貿易量ともに世界で最も拡大した食料資源としての地位を確立した。さらに今日では、食料用途にとどまらず、自動車をはじめとする輸送機関の重要なバイオ燃料源としての役割も担っている。

米国においてバイオ燃料向けの大豆消費量が増加することは、グローバル輸出市場における米国産大豆の供給余力が減退することを意味する。主要な供給源である米国の輸出シェアが低下する一方で、世界の畜産飼料用大豆の需要は拡大し続けている。ブラジル、アルゼンチン、ロシアなどの増産分を考慮したとしても、米国内での巨大なバイオ燃料需要の創出は、国際市況に偏

格が下落しにくい「下方硬直性」をもたらすだろう。これまで世界の大豆相場は「中国の養豚数（飼料需要）」を主因に動いてきたが、今後はこれに「米国の輸送用エネルギー需要」が新たな決定変数として加わることになる。

こうした構造変化は、トランプ政権の意向のとおり、中国が対米交渉の切り札としてきた「大豆カード」の効力を必然的に弱める。米国の農家が中国市場に依存せずとも経営を維持できる環境が整えば、トランプ政権やその後継政権は、中国に対し躊躇なく高率関税を発動することが可能になるだろう。かつて米中関係を辛うじて繋ぎ止めていた「大豆の橋」が崩落すれば、両国関係は修復不可能なデカップリング（分断）と対立へと突き進む懸念がある。それは世界経済のブロック化を招くリスクでもある。国際政治に翻弄されてきた大豆は、国際政治を動かす戦略物資でもある。

<参考文献>

- ・ 阮 (2006) 「米国のトウモロコシ需要増と 米・中・日穀物貿易への影響—トウモロコシエタノール生産促進を中心に—」 『農林金融』 8月号
- ・ 阮蔚 (2016) 「アマゾン川の物流開発で穀物の輸出競争力を高めるブラジル」 『農林金融』 9月号
- ・ 米国連邦議会 (2005) “ENERGY POLICY ACT OF 2005”
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-109publ58/pdf/PLAW-109publ58.pdf>
(最終アクセス2026年3月15日)
- ・ 米国連邦議会 (2007) “ENERGY INDEPENDENCE AND SECURITY OF 2007”
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-110publ140/pdf/PLAW-110publ140.pdf>

(最終アクセス2026年3月15日)

- ・ 米議会調査局CRS (2006) “Energy Policy Act of 2005:Summary and Analysis of Enacted Provisions” , March 8, 2006
https://www.everycrsreport.com/files/20060308_RL33302_5deb6e20eda4faa299d9f2b5ca6cdacf9c60c0b5.pdf
(最終アクセス2026年3月15日)
- ・ 米議会調査局CRS (2013) “Renewable Fuel Standard (RFS) :Overview and Issues” , January 23, 2009-November 22, 2013
https://www.everycrsreport.com/files/20131122_R40155_be31adebb5cb6819448f4aa75b36df394093fa35.pdf
(最終アクセス2026年3月15日)
- ・ 米環境保護庁EPA (2025) “Renewable Fuel Standard (RFS) Program:Standards for 2026 and 2027, Partial Waiver of 2025 Cellulosic Biofuel Volume Requirement, and Other Changes” June 17, 2025
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/06/17/2025-11128/renewable-fuel-standard-rfs-program-standards-for-2026-and-2027-partial-waiver-of-2025-cellulosic>
(最終アクセス2026年3月15日)
- ・ Joana Colussi and Michael Langemeier (2025) “U.S.-China Soybean Deal: Comparing Past Export Levels and Global Market Impacts,” farmdoc daily (15) :212, Department of Agricultural and Consumer Economics, University of Illinois, November 17, 2025.
<https://farmdocdaily.illinois.edu/2025/11/us-china-soybean-deal-comparing-past-export-levels-and-global-market-impacts.html>
(最終アクセス2026年3月15日)
- ・ Joseph Glauber, Juan Pablo Gianatiempo, and Valeria Piñeiro (2025) “U.S.-China trade war 2.0:What are the implications for global oilseed markets?” IFPRI Blog Analysis, International Food Policy Research Institute, April 2025.
<https://www.ifpri.org/blog/u-s-china-trade-war-2-0-what-are-the-implications-for-global-oilseed-markets/>
(最終アクセス2026年3月15日)

(ルアン ウエイ)

競争力強化とサステナビリティの両立

—EU共通漁業政策の課題と展望—

主任研究員 岡添巨一

〔要 旨〕

2024年の欧州議会選挙以降、EU政策の重心は「産業競争力の強化」へと急速にシフトした。この動きはサステナビリティ関連規制の負担軽減というかたちで具体化したが、一方で規制の本質的な目的は維持されている点に着目した。これは、規制対応の無駄を排除することで、EU市場参加者によるサステナビリティ対応が、競争力の「制約」ではなく「底上げ要因」として理解されつつあることを示唆する。競争力強化とサステナビリティのトレードオフを排して、シナジーを追求する動きである。

さらに本稿は、こうした「筋肉質な」政策志向が、共通漁業政策（CFP）の見直しにおいても発揮される可能性を検討した。デジタル実装を通じた漁獲管理・トレーサビリティの遵守の確保は、EU水産業の国際競争力の底上げと漁業資源の持続可能性向上につながる可能性が高く、この政策志向のもとでは特に推し進めるべき重要な論点になると思われる。EUの政策転換を後退とみなすのではなく、競争力とサステナビリティの両立を図る制度設計の再編として捉える必要がある。

目 次

- | | |
|--|---|
| はじめに | (2) 現行政策における技術的課題
—陸揚げ義務（Landing obligation）の遵守— |
| 1 欧州グリーンディール
—分野横断のサステナビリティ推進施策— | (3) 現行政策における社会的課題
—水産業の魅力低下— |
| 2 情報開示とガバナンス規制
—企業の競争力強化とサステナビリティの両立— | (4) 現行政策における環境課題
—気候変動への対応と生物多様性戦略
2030に基づく海洋生態系保全— |
| (1) 企業のサステナビリティ開示およびデュー・デリジェンス規制（CSRD、CSDDD） | 4 共通漁業政策（CFP）の見直しの展望
—競争力とサステナビリティの両立がカギ— |
| (2) 森林破壊防止のためのデュー・デリジェンス規制（EUDR） | (1) CFPの見直しに影響する各種政策 |
| 3 共通漁業政策（CFP）
—水産業の競争力強化とサステナビリティの両立— | (2) 「筋肉質な」政策による競争力とサステナビリティの両立 |
| (1) 共通漁業政策（CFP）の概要 | |

おわりに

はじめに

2024年6月の欧州議会選挙を境に、政治的重心は「産業競争力の強化」へと急速にシフトしている。この変化の背景には、エネルギー価格の高騰、地政学的な不安定化、そしてグローバルでみたときの欧州の経済的劣勢への強い危機感がある。

24年9月に発表された「欧州の競争力の将来（いわゆるドラギレポート）」は、欧州経済の停滞を「存亡に関わる課題」と位置づけ、「イノベーションの促進」「脱炭素と競争力の両立」「安全保障の強化と依存からの脱却」の3分野における成長と生産性向上が必要であると主張した（*European Commission 2024a*）。これを受け、欧州委員会（以下、ECという）は25年1月に公表した「競争力コンパス（Competitive compass）」のなかで、ドラギレポートの理念を実現するために規制の簡素化を通じた負担削減を含む、5つの横断的な施策を掲げた（*European Commission 2025*）。

本稿は、このような施策を通じてEU政策がどのように動いていくかを理解するため、25年に大きく動いたサステナビリティ関連規制の実施負担軽減について情報を整理したうえで、最近見直しが始まった欧州共通漁業政策（Common Fisheries Policy：CFP）における論点について考察する。

1 欧州グリーンディール —分野横断のサステナビリティ 推進施策—

19年に成立した欧州グリーンディールは、50年までのネットゼロを中核目標とする成長戦略である。この戦略は気候政策にとどまらず、エネルギー、産業、運輸、建築、農業・食料、循環経済、生物多様性、汚染対策、金融といった幅広い分野を束ねる政策パッケージであり、様々な法律の基盤となっている。

例えば、農業分野では、欧州グリーンディールに基づいてFarm to Fork戦略がつけられた。生物多様性分野では、欧州グリーンディールに基づいて策定された生物多様性戦略2030が、30年までに陸海域の30%を保護・保全する目標（30by30）（注1）のもとで陸海域の保護区を増やす旨を示した。また、欧州グリーンディールを契機として、後述するような企業の情報開示やサプライチェーン管理をめぐる制度（CSRD、CSDDD、EUDR等）が順次整備・強化されてきた。

このように、欧州グリーンディールは、温室効果ガス（GHG）排出の削減にとどまらず、そのほかの政策分野においてサステナビリティ（持続可能性）の要素を取り込むための戦略づくりの土台として機能している。

（注1）2030年までに陸海域の少なくとも30%を健全な生態系として効果的に保全する目標のこと。

欧州生物多様性戦略2030等にも位置づけられている。

2 情報開示とガバナンス規制 —企業の競争力強化と サステナビリティの両立—

24年に政治的な潮流が変化したことで、企業による各種規制の実施負担が産業競争力を弱めているという批判や懸念が強まった。このため、25年から各種規制の負担軽減のための議論が本格的に進んでいる。

本節では、先行して規制負担の軽減が検討された企業の情報開示とガバナンス関連分野の規制を取り上げ、25年末までに合意された内容を整理する。各規制の動向は、欧州でビジネスを展開する食品企業からも関心が寄せられている。

(1) 企業のサステナビリティ開示 およびデュー・デリジェンス規制 (CSRD、CSDDD)

企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD) は、企業に環境、社会、ガバナンスに関する情報開示を求める規制である。投資家や市民社会などステークホルダーが信頼性の高い比較可能な情報を入手できるようにすることで、サステナブルな活動への投資を促す目的がある (*The European Parliament and the Council 2022*)。

企業サステナビリティ・デュー・デリジ

ェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive : CSDDD) は、原料などサプライチェーン上の人権侵害や環境破壊といったリスクの調査と報告 (デュー・デリジェンス (DD)) を求める規制である (*The European Parliament and the Council 2024*)。その目的は、サステナビリティの考え方をサプライチェーンの管理に組み込むことで企業ガバナンスを高度化することである。

CSRDおよびCSDDDはいずれも24年までに発効していたが、政治的重心の「産業競争力の強化」へのシフトが起こるなか、ECは両規制を一括して簡素化するオムニバス法案を公表した。2025年12月の政治合意を経て、簡素化前のCSRDに比べ対象企業数は約8割削減 (CSDDD対象企業数は約7割削減) されたといわれる。そのほか、適用時期の延期、開示の情報量削減、DD対象の絞り込みなど、企業側の負担が大幅に軽減された (*The Council of the European Union 2026*)。

(2) 森林破壊防止のためのデュー・デリ ジェンス規制 (EUDR)

欧州森林破壊防止規則 (EU Deforestation Regulation : EUDR) は、EU市場で特定品目 (第1表) を流通させる事業者に対し、当該品目の生産が森林破壊を引き起こしていないことの確認と報告 (DD) を求める規制である (*European Union 2023*)。また、欧州グリーンディール、生物多様性戦略2030および新森林戦略2030を実装する措置

第1表 最終合意されたCSRD、CSDDDおよびEUDRの概要

	CSRD	CSDDD	EUDR
対象	<ul style="list-style-type: none"> EU企業:従業員1,000人超かつ純売上高4.5億ユーロ超 非EU企業:EU内の純売上高4.5億ユーロ超かつ子会社/支店の売上高2億ユーロ超 中小企業(SME)を含む非対象企業は任意報告推奨 	<ul style="list-style-type: none"> EU企業:従業員5,000人超かつ純売上高15億ユーロ超 非EU企業:EU内の純売上高15億ユーロ超 	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目:パーム油/大豆/木材/ココア/コーヒー/牛肉/天然ゴム/それらの派生品 EUで対象品目を最初に流通させる事業者・取引業者
時期	<ul style="list-style-type: none"> 非対象となった企業:FY2025以降免除 新対象のEU企業:FY2027収集/翌年度報告 新対象の非EU企業:FY2028収集/翌年度報告 	<ul style="list-style-type: none"> EU/非EU企業ともに2029年7月26日に適用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 大・中規模事業者等:2026年12月30日~ 小・零細規模事業者等:2027年6月30日~
内容	<ul style="list-style-type: none"> 基準(EU/非EU企業向けを修正・策定中)に基づく環境・社会・ガバナンスに関する情報の開示 開示の限定的保証の取得 	<ul style="list-style-type: none"> バリューチェーン全体で優先対応すべき環境・人権リスクを特定 リスク軽減措置と開示 	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目が2020年12月31日以降の森林破壊への関与に関するDD(情報収集、リスク評価、軽減措置) DD宣誓書の提出

資料 各種文書に基づき著者作成(2026年1月時点)
 (注) FYは会計年度を指す。

として位置づけられている。EUDRでは、20年12月31日以降に森林破壊・劣化に関与したとみなされる産地由来の対象品目について、EU市場での上市にDD義務等を課している（違反時には上市できない場合がある）。

当初は24年末からの適用が想定されていたが、実務負担への懸念を背景に適用時期が調整された。直近では、大規模事業者等は26年12月30日から、小規模事業者等は27年6月30日から適用するスケジュールが示されている。

これら企業向けのサステナビリティ関連規制の現状を第1表で整理した。それらの簡素化にあたり、対象企業の削減、適用開始の延長、手続きの簡略化など効率性と実行可能性を高めることで負担軽減が実現したことがわかる。一方で、各規制の本来目的は引き続き維持されているという事実は、EUでは企業活動におけるサステナビ

リティの考慮は競争力の底上げにつながると理解されていることを示している。この点は、欧州でビジネスを展開する域外企業にとって見過ごせないポイントである。

3 共通漁業政策 (CFP) —水産業の競争力強化と サステナビリティの両立—

海洋分野は、常に競争力強化とサステナビリティの両立が優先議題となってきた。EUはブルーエコノミー政策をきっかけ、沿岸を含む海洋の経済活動を成長分野と位置づけ、海洋産業全般を対象に、サステナビリティを前提とした海洋経済への転換を推進している（European Union 2025）。

特に水産は、資源管理や生態系保全などの環境対応と、食料安全保障や地域コミュニティの発展との微妙なバランスが求められる産業分野である。欧州の共通漁業政策

(Common Fisheries Policy : CFP) は13年の見直し以降10年以上が経過しており、23年から現行政策の評価プロセスが始まっている。

ECは、23年、欧州グリーンディールの中核である水産業の脱炭素化戦略に加えて、現行CFPの政策効果を評価した結果 (European Commission 2023a) および作業文書 (European Commission 2023b) を公表した。また、24~25年にはCFPの包括評価に向けた公開協議を実施した (注2)。本節では、CFPの課題を整理するとともに、今後予想されるCFPの見直し議論について考察する。

(注2) 25年1月~4月には、現行CFPの効果や政策目標の達成度合い、課題への対応状況等について、幅広いステークホルダーを対象とした公開協議を実施した。結果概要は26年に公表予定。
https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/news/commission-opens-public-consultation-common-fisheries-policy-regulation-2025-01-27_en

(1) 共通漁業政策 (CFP) の概要

CFPは、EUの水産業の生産性向上、安定した市場、健康的な食料供給、消費者にとっての合理的価格の実現という目的のもと、主に以下のような政策を進めている。

- ・資源管理：科学的助言をもとに魚種・海域ごとに漁獲可能量を設定・管理。複数年での管理計画なども活用して中長期で枠組みを運用。
- ・混獲・投棄対策：意図せず漁獲された水産物の海上投棄を減らすため、漁獲物の陸揚げ義務 (Landing obligation) 等を通じた漁獲管理の厳格化を推進。

- ・共通市場組織 (Common Market Organization)：水産物の市場ルールを共通化し、生産者組織などを通じて市場安定と付加価値化を支援。

- ・基金：欧州海事・漁業・養殖基金 (EMFAF) が水産業のグリーン化、技術革新への投資、沿岸コミュニティの強化、若者や小規模漁業の支援など、CFPの実施を支援。

CFPの特徴は、単なる食料政策ではなく海洋保全政策とも融合した政策体系となっている点である。CFPはEU全体での共同管理の枠組みであり、各国が単独では対応できない海洋資源管理を域内全体で実行することを可能にしている。

(2) 現行政策における技術的課題

—陸揚げ義務 (Landing obligation) の遵守—

ECは、19年に発効した「陸揚げ義務」の遵守が不十分であることを課題としてあげている。その背景として、加盟国が適切な管理・取締りに関する十分な措置をとっていないこと、船舶への遠隔電子モニタリング (Remote Electric Monitoring : REM) システムの導入が有効であるものの、導入の是非について利害関係者の意見が割れていること、また、実態と乖離した漁獲データが取得されていること等を指摘している。

ECは、対応策として、第一に漁具・漁法の魚種選択性の向上など、意図しない漁獲 (混獲) を回避する措置が重要であること、短期的には収入は減少するが、中長期では

漁業資源の回復やチョーク問題（注3）の回避につながるなどのメリット等を強調した。そのうえで、加盟国の管理・取締りの弊害となっている例外規定の精査や、REMの導入促進に向けた取組みを進めるとしている。これらは、漁獲データの品質向上にもつながる。

（注3）複数種を同時に漁獲する漁業において、特定の魚種のクォータ（漁獲配分）を、その他の魚種のクォータが一杯になる前に使い切ってしまった状況のこと。

（3）現行政策における社会的課題

—水産業の魅力低下—

ECによる政策評価結果のもう一つの特徴は、社会的側面から水産業活性化の必要性を指摘したことである。水産業の将来にとって「世代交代」がカギであり、魅力ある産業だと認識されることが重要であるとした。そのためには、イノベーション等を通じた労働条件の改善、健全な生態系の維持による安定的な生産確保、漁業者・養殖業者の専門性や社会的価値の正当な評価、「海の管理者（stewards of the sea）」である漁業者の魅力発信などが必要と指摘した。

24年、ECは、2050年のEU漁業の展望を分析する「将来の漁業者の研究（Foresight study on Fishers of the Future）」を公表した。この研究の特徴は、変化の激しい未来は正確に予測できない前提にたち、「海洋環境の変化」と「社会環境（EU水産物需要）の変化」の2軸で4つの将来シナリオを設定し、重要となる取組みを整理した点である。その結果、漁業者の社会的価値の

認知向上を前提として、どのシナリオでも

- a) 気候変動対応と生態系の保全・回復
- b) デジタル活用の支援
- c) 市場競争力を強化するルール・支援
- d) 労働環境と世代交代戦略
- e) 漁業内外での多角化など経営戦略

といった取組みが重要になるとした（*European Commission 2024b*）。

（4）現行政策における環境課題

—気候変動への対応と生物多様性戦略2030に基づく海洋生態系保全—

気候変動に伴う海洋生態系の変化は、今や地域に関わらず共通の課題である。EUでも、気候に適応できる柔軟な漁業管理の枠組みに移行するとともに、これまでの生態系を考慮した資源管理に加え、気候と生態系の指標を資源評価に活用していく方針を示している。

また、23年には、海洋生態系保全・回復に向けた行動計画（海洋行動計画）が公表された（*European Commission 2023c*）。本計画は、生物多様性戦略2030で示されている30by30目標（第一節参照）の実現に向けた、漁業分野の実行計画である。この計画のなかで、ECは加盟国に対し、

- a) CFPを最大限活用し、30年までに全海洋保護区で移動式着底漁業（mobile bottom fishing）（注4）の段階的禁止を進めること
- b) そのためにまず、海洋保護区での当該漁業を禁止する国内措置を採択・提案すること

を勧告した。

すでにギリシャやスウェーデンは自国の海洋保護区における移動式着底漁業の原則禁止を打ち出したが、いまだ多くの加盟国は計画を公表していない。水産業界は、この段階的禁止を科学的根拠に基づかないとして批判しているほか、最も弱い海域のみを選定して禁止すべきと訴える意見もみられる。アカデミアでも、この漁業を禁止する効果については意見が分かれる。このように、生物多様性の保全に向けた海洋保護区の漁獲規制については、産業競争力とサステナビリティのバランスをとるという難しい課題のもとで賛否が分かれている。

(注4) 底びき網漁業のこと。

4 共通漁業政策 (CFP) の見直しの展望

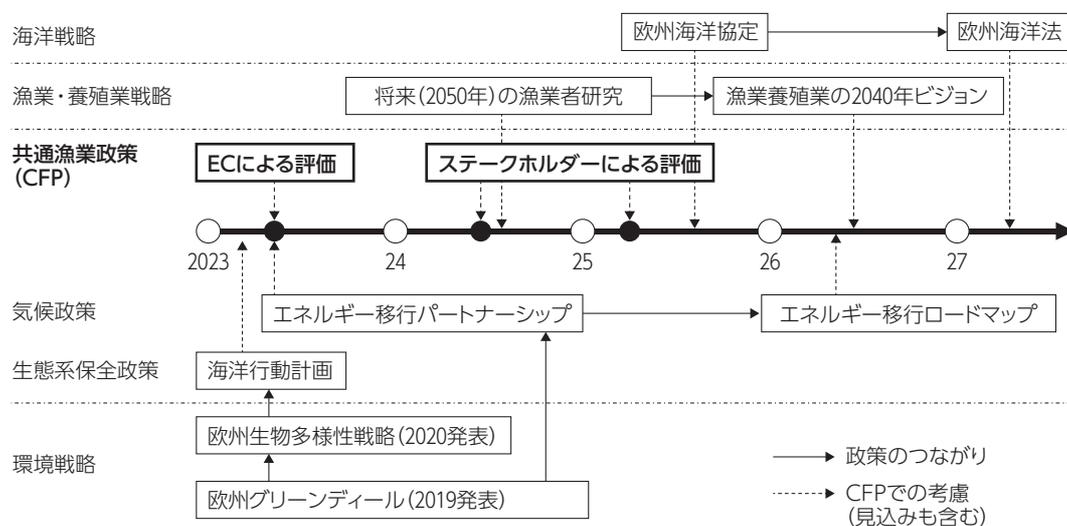
—競争力とサステナビリティの両立がカギ—

(1) CFPの見直しに影響する各種政策

本稿執筆時点でCFPの見直しに向けたロードマップは公開されていないが、今後、CFPは水産、海洋、環境分野の各政策の影響を受けながら議論が進むと考えられる(第1図)。この公開協議は、ステークホルダーが過去10年間(2014~23年)のCFP実施を評価するプロセスの一環である。26年には、「漁業・養殖業に関するビジョン2040」が策定される予定であり、水産業界の競争力を維持する戦略として、CFPの検討に活用されることになる。

水産分野に特化した検討と並行して、より包括的な海洋政策の議論も進んでいる。

第1図 CFPの評価・検討と関連政策



資料 各EC文書に基づき著者作成

25年、ECは海洋政策を統合する戦略として欧州海洋協定（European Ocean Pact）を採択した。この協定は海洋がエネルギー、データ、戦略資源にとって重要であることを示すとともに、健全な海洋の保全・回復、ブルーエコノミーの持続可能な競争力強化、沿岸コミュニティ等の支援などを優先課題として挙げている。ECは同協定の実現手段として、27年までに海洋法（Ocean Act）を提示する方針を示している（注5）。

また、欧州グリーンディールの指針に基づいた各種環境政策の反映も進んでいる。水産業におけるエネルギー政策の実装が進むとともに、生物多様性戦略2030の実行のための海洋行動計画は、30by30目標のもとでどのように水産業と生態系保全とのバランスをとるかが議論されている。

（注5） The European Ocean Pactウェブサイト。
https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/european-ocean-pact_en?utm_source=chatgpt.com

（2）「筋肉質な」政策による競争力と サステナビリティの両立

企業の情報開示とガバナンス規制の簡素化過程をみると、対象企業の削減、適用開始の延長、手続きの簡略化など効率性と実行可能性を高めることで負担軽減が実現した。一方で、各規制の本来目的は引き続き維持されることで、全体的に「筋肉質な」政策に変化したと考えられる。これにより、企業は規制対応のためではなく競争優位な分野に資源を集中できるようになると同時に、サステナビリティ関連規制にうまく対

応できる企業とそうでない企業の二極化が進む可能性がある。EUでビジネスを展開する企業にとって、その規模に関わらずサステナビリティ対応の重要度が上がったと考えられるのではないか。

CFPの見直しに際しても、競争力とサステナビリティをうまく両立させられる「筋肉質な」政策が志向されるだろう。例えば、CFPの技術的課題としてあげた船舶への遠隔電子モニタリング（Remote Electric Monitoring：REM）システムの導入は、見解の相違がありながらも制度面での整備が進む。23年には加盟国が自国の水域で漁業を管理監督するための漁業管理規則（EU Control Regulation（fisheries））が改正され、船体が18m以上で陸揚げ義務の違反リスクが高いと評価された漁船は、REMシステムの搭載が義務付けられることになった（26年1月適用開始）（*The European Parliament and the Council 2023*）。25年にはREMに求められる最低限の要件を定めたガイドラインが策定されており、今後も内容の充実が図られることになっている。

また、陸揚げ後の流通においても、漁獲物の情報を取引先に対してデジタル形式で提供することが、生産・加工・流通の全段階で求められるようになった。EU域内に輸入（日本からは輸出）する水産物についても、26年1月から、EUのIUU（違法・無報告・無規制）漁業規則（*The Council of the European Union 2008*）に基づく漁獲証明と関連手続きを完全にデジタル化する「CATCH」システムを導入した（*European*

Commission 2026)。

このような漁獲管理やトレーサビリティへのデジタル実装は、イノベーションによる負担の軽減とともに、水産資源のサステナビリティを向上させる点でその志向に沿った政策といえる。一方で、環境課題である水産業と海洋生態系保全の両立については、産業の競争力を維持するためのバランスを見定める必要があるため、今後も難しい議論が続くと考えられる。

おわりに

現在のEUの動きはイデオロギーの揺り戻しというより、EUの産業競争力強化に向けた動きである。企業の情報開示やガバナンスの高度化や、デジタルを活用した厳格な漁獲管理や水産物トレーサビリティの高度化は、EU産業の競争力の源泉といえる。今後も、そういった競争力の源泉を維持・活用しながら、サステナビリティの視点を取り込んだ「筋肉質な」政策を推し進めていくだろう。そして、EU域内外の公正な競争条件 (level playing field) を確保することで、結果的にEU産業の競争力が底上げされる可能性が高まる。EUでビジネスを展開する域外企業や、EU市場への輸出を考えている企業・事業者は、昨今の政策動向が見通せないリスクに直面しながらも、このような方向性を見定めることが重要と考えている。

最後に、今回のEU情勢の分析から得た学びを国内情勢にあてはめて得た気づきを共有したい。欧州と同様に、日本企業のあい

だでも、積極的な設備投資や無駄の排除を通じた競争力強化、さらに気候変動や生物多様性保全などサステナビリティへの関心が高まっている。プライム上場企業を対象に、サステナビリティ関連の情報開示（いわゆるSSBJ開示）が順次義務化され、開示テーマも気候変動だけでなく生物多様性が追加される可能性があるなど、徐々に規制負担が重くなるのは確実である。それらを「将来の追加負担」として受け止めるのではなく、バリューチェーン管理やデータ基盤整備を通じて規制対応を効率化することで、着々と追加される規制を競争力強化の機会として捉える視点が有効だと考える。

<参考文献>

- European Commission (2024a) “The future of European competitiveness”
2026年3月2日アクセス
https://commission.europa.eu/document/download/97e481fd-2dc3-412d-be4c-f152a8232961_en
- European Commission (2025) “A Competitiveness Compass for the EU”
2026年3月2日アクセス
https://commission.europa.eu/document/download/10017eb1-4722-4333-add2-e0ed18105a34_en
- European Commission (2020) “Biodiversity Strategy for 2030”
2026年3月2日アクセス
https://environment.ec.europa.eu/strategy/biodiversity-strategy-2030_en
- The European Parliament and the Council of the European Union (2022) “Corporate sustainability reporting (CSRD) 改正指令 (Directive (EU) 2022/2464)”
2026年3月2日アクセス
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2022/2464/oj/eng>
- The European Parliament and the Council of the European Union (2024) “Corporate

sustainability due diligence (CSDDD) の改正指令 (Directive (EU) 2024/1760)”

2026年3月2日アクセス

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1760/oj/eng>

- The Council of the European Union (2026) “Council signs off simplification of sustainability reporting and due diligence requirements to boost EU competitiveness (オムニバス I : 簡素化の理事会公表)”
2026年3月2日アクセス
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/02/24/council-signs-off-simplification-of-sustainability-reporting-and-due-diligence-requirements-to-boost-eu-competitiveness/>
- European Union (2023) “Fighting deforestation and forest degradation (EUDR 要約)”
2026年3月2日アクセス
https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/fighting-deforestation-and-forest-degradation.html?utm_source=chatgpt.com
- European Union (2025) “The EU Blue Economy Report 2025:The EU blue economy”
2026年3月2日アクセス
<https://op.europa.eu/webpub/mare/eu-blue-economy-report-2025/general-overview/the-eu-blue-economy.html>
- European Commission (2023a) “The common fisheries policy today and tomorrow:a Fisheries and Oceans Pact towards sustainable, science-based, innovative and inclusive fisheries management”
2026年3月2日アクセス
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52023DC0103>
- European Commission (2023b) “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Common Fisheries Policy-State of play”
2026年3月2日アクセス
[\[TXT/?uri=CELEX:52023SC0103\]\(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52023SC0103\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/</div><div data-bbox=)

- European Commission (2024b) “Foresight study on fishers of the future-Final report”
2026年3月2日アクセス
<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/d1fde0a2-cf0f-11ef-be2a-01aa75ed71a1>
- European Commission (2023c) “EU Action Plan:Protecting and restoring marine ecosystems for sustainable and resilient fisheries”
2026年3月2日アクセス
https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/policy/common-fisheries-policy-cfp/action-plan-protecting-and-restoring-marine-ecosystems-sustainable-and-resilient-fisheries_en
- The European Parliament and the Council of the European Union (2023) “漁業管理規則改正指令 (Regulation (EU) 2023/2842)” (漁業管理規則改正)
2026年3月2日アクセス
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ%3AL_202302842
- The Council of the European Union (2008) “IUU漁業規則改正指令 (Council Regulation (EC) No 1005/2008)” (IUU漁業規則)
2026年3月2日アクセス
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2008/1005/oj/eng>
- European Commission (2026) “New digital certification system to tackle illegal fishing” (CATCHシステム)
2026年3月2日アクセス
https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/news/new-digital-certification-system-tackle-illegal-fishing-2026-01-12_en

(おかぞえ なおひと)

地経学時代の日本農業

最近の日本の通商政策では、かつての自由貿易礼賛はどこへやらで、地経学や経済安全保障が大流行である。地経学とは、その国にある経済的資源に着目して、国家が国際秩序の中でどのような役割を果たすかを考える学問で、経済安全保障とは、経済的手段による他国からの圧力や圧迫に対抗しうる能力を構築することだという(鈴木一人『地経学とは何か：経済が武器化する時代の戦略思考』(新潮社、2025年)。つまり、地経学は経済の武器化を扱う理論なのに対して、経済安全保障は経済の武器化から自国を守る方策といえよう。

その背景に、米国のトランプ政権による貿易政策があることは論を待たない。特に、2025年からの第2次政権では、全世界に相互関税や分野別関税を発動し、その引下げの代償として、日本も米国産米の輸入量の75%拡大を飲まされた。それ以前にも、尖閣諸島をめぐる問題で、中国が2010年に日本へのレアアース輸出を事実上停止し、産業界が大きな打撃を受けた。中国は、高市首相による2025年の台湾有事発言でも、レアアースの輸出制限を対日圧力の材料としている。

これらの事例から、日本の経済界が主張してきたナイーブな自由貿易論の限界が露わになった。自由貿易を擁護する理論の核心は比較優位論で、各国が最も生産効率の高い物品の生産に特化してそれを相互に交換すれば、自給自足に比べて全ての国が豊かになるという主張である。これを日米2か国に適用すると、日本が工業品、米国が農産品に比較優位があるとすれば、日本は農業を止めて工業品の生産に集中する一方で、米国は工業を止めて農産品の生産に集中することになる。その上で、日本が生産した工業品と米国が生産した農産品を相互に交換すれば、両国共に農産物と工業品の消費量が増える。これが貿易利益である。

しかし、比較優位論には重要な前提がある。第1に、上記の例では、日本で比較優位がない農産品の生産者が瞬時に工業品の生産に転職し、米国で比較優位がない工業品の生産者が瞬時に農産品の生産に転職することである。自由貿易下での日本の工業品の生産拡大を担うのは、前日まで農産品の生産に従事し

ていた労働者だからである。第2は、比較優位を持つ物品の生産国は、経済的な利益のみを追求し、余剰分を必ず相手国に輸出するという前提である。

トランプ関税は、第1の前提が非現実的なことを示している。戦後の貿易自由化の結果として、米国の製造業は日本や中国などとの競争に敗れ、中西部のラスト・ベルトを中心に失業者が増加したが、彼らは米国が比較優位を持つ農業やサービス業に転職できたわけではなかった。比較優位の原則を貫徹して製造業を放棄すれば、米国で戦車や軍艦も造れなくなる。トランプ関税には問題が多いが、自由貿易と国家安全保障の矛盾に直面したトランプ氏なりの対応で、貿易自由化で衰退を余儀なくされてきた日本農業も、本質的に同じ問題を抱えている。

中国によるレアアースの輸出規制は、第2の前提が非現実的なことを示している。中国はレアアースの大輸出国で、その輸出停止で製造業者や輸出業者の利益は損なわれる。しかし、中国政府が目指しているのは経済的な利益ではなく政治的な国益で、中国への依存度が高いレアアースの輸出停止は、日本を圧迫する格好の材料である。つまり、比較優位論では、安価な輸入に依存するほど消費者が得をして輸入国の利益は増えるが、地経学では、輸入に依存するほど輸出国に弱みを握られ、武器として使われる余地が広がるため、逆に利益が損なわれる。

米国や中国が日本に強く出られるのは、米国は巨大な輸出市場、中国はレアアースという、日本が依存せざるを得ない「戦略的不可欠性」があるからである。地経学によれば、それへの対抗策は、日本が他国への依存を減らす「戦略的自立性」を高めることである。経済安全保障法では、供給途絶時に国民生活や経済活動に甚大な支障をきたす特定重要物資に指定された11分野のうち、農業関係は肥料のみである。また、高市政権の日本成長戦略でも、危機管理投資や成長投資の対象は、バイオやフードテックのようなごく一部にすぎない。しかし、自給が不可能な天然ガスや重要鉱物などと異なり、日本には食料の戦略的自立性を高める余地がある。農業全体への投資拡大が、経済安全保障の本丸にふさわしい。

(明治大学 農学部 教授 作山 巧・さくやま たくみ)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2025

A4判 182頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11
E-mail toukei-jouhou@nochuri.co.jp
発 行…農林中央金庫
〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

〈発行〉 2026年1月

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものとなります。

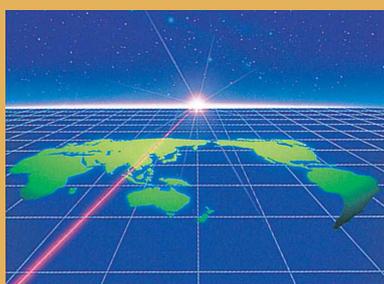
- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「詳細情報を見る」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

2025年6月号をもって巻末統計を廃止しました。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2026年4月号第79巻第4号〈通巻962号〉4月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700 FAX 03-3351-1159
URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社

農中総研のホームページ・YouTube公式チャンネルのご案内

『農林金融』などの農林中金総合研究所論文、『農林漁業金融統計』の最新統計データや「農中総研Webセミナー」などの当社動画がいつでもご覧になれます。

<ホームページ>



<YouTube>



よろしければチャンネル登録よろしくお願ひします